

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの問題の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- 平成25年度より「事務局配置型」から「拠点校派遣型」へと変更している。
- 各行政区内の拠点校に、スクールソーシャルワーカーを配置している。拠点校は生徒指導アドバイザー（校長OB）拠点校と同一校とし、生徒指導アドバイザーとの連携の強化を図り、児童生徒や家庭へより効果的な支援を図っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：8人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する運営指針を作成することにより、本市が目指すスクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のあり方等が明確になり、本事業の適切な運用を図ることができる。活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付し、周知したりするようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

（2）研修回数（頻度）

- 運営協議会の実施（年1回）
- スクールソーシャルワーカー活用事業連絡会議（年3回）
- 各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。

（4）特に効果のあった研修内容

大学教授、児童相談所長等の福祉分野の専門家を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有
- 活用方法 年3回、県外の大学教授を招聘し、スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討を実施している。

（6）課題

スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、事務局内の指導主事を中心とした事例検討会は行えるが、理論研修等の充実が図れていない。そのため、県外の大学教授等を招聘する研修会でしか、理論研修等の専門性に特化した研修が実施できない。また、県外の専門機関への研修会への参加費用等の予算が確保できない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（①③④⑥）

- 本児の状況：小5女子、登校渋りから不登校、登校しても教室に入ることができない。
- 家庭の状況：母、姉（社会人）、兄（高校1年）、妹（4年、2年）、弟（保育園）
- 関係機関：学校、児童相談所、生活課、保健福祉課（保健師）、民生委員・児童委員、特別支援学校サポートセンター、社会福祉法人等、SSW
- 具体的な支援：ケース会議を開催し状況の確認、児童相談所からの聞き取り（DV歴あり）、民生委員・児童委員との家庭訪問、母親の悩みの共有を行う。本人に発達上の課題が見られることから、母親と一緒にサポートセンターへ相談、その後、療育センター受診へとつなぎ精神障害者保健福祉手帳を取得。生活リズムの安定のため、母親と一緒にディサービスの利用の手続きを申請、特別支援学級へ入級、現在、安定した登校ができています。

【事例2】不登校生徒の支援のための活用事例（③⑥）

- 本児の状況：中2男子、中学校1年生秋より不登校
- 家庭の状況：父、母、兄（高校2年相当、ひきこもり状態）
- 具体的な支援：校内ケース会議で状況の確認、今後の指導方針等の確認。
担任と家庭訪問を実施。適応指導教室への入室に向け関係機関と協議や母親と面談を行う。面談の中で、本人に発達上の課題があることがわかるが未受診であったため、療育センターとの連携を図る。母親、担任、本人と一緒に適応指導教室を見学。その後、週1回の通室を開始。ひきこもり状況の兄の状況を改善するため、社会福祉協議会と連携し、兄をボランティア等へ参加させる取り組みを開始。適応指導教室への通室が安定、療育センターの受診開始。SSWによる母親へのサポート、家族関係の調整等、家庭の脆弱な部分を補うことにより、兄弟の不登校、ひきこもり状況の改善を図ることができた。今後は、適応指導教室から学校復帰に向けて支援を行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース数（平成25年度）

校 種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
件 数	0	96	85	1	1	183

- 支援状況（平成25年度）

	家庭環境や子どもの課題（件）	ネットワーク（件）
状 況	改善や好転している 130	構築できている 183
	現状維持 53	構築中 0
合 計	183	183

- スクールソーシャルワーカーが関わった183件のうち130件は、家族環境や子どもの課題が改善や好転しており、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになってきている。

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていないため、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。
- 支援件数の増加により、スクールソーシャルワーカーの増員を図っているが、今後、スクールソーシャルワーカー活用事業の安定と拡充を図っていくためには、雇用条件の整備が重要な課題となる。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児児童生徒の問題行動等の背景には、幼児児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけたり、学校・園内あるいは学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児児童生徒への対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

北九州市基本構想・基本計画の部門別計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に「スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充」を掲げている。平成20年度に2名で事業開始。平成25年度から7名体制とした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：7人

○資格：社会福祉士又は精神保健福祉士

○勤務形態：【身分】非常勤嘱託職員 【勤務時間、日数】1日7.5時間、週4日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○平成22年度に策定し、SSW活用事業の趣旨・概要や活用の仕方（活動方針）について示している。

○毎年5月の校園長会議でSSWの活用について説明する際に配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 SSW

（2）研修回数（頻度） 年4回程度

（3）研修内容

日本学校ソーシャルワーク学会や福岡県スクールソーシャルワーカー協会、その他関係機関が実施する研修への参加（基調講演や分科会で個別のテーマについて検討など）

（4）特に効果のあった研修内容

学会や協会が主催する研修に参加することで、先進的な事例や専門的な知識を得ることができ、ソーシャルワークのスキル向上につながっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 困難事例に対する指導、助言等

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済的安定と不登校改善を図るための活用事例（①貧困対策、③不登校）

＜概要＞

中学2年男子、母、姉（未就労）の3人世帯。経済的困窮状態で家庭内の衛生面に問題有り。不登校。

＜対応＞

○学校、区役所保健福祉課から聴き取り。生活保護が望ましい世帯であることを確認。以前、保護課に相談した際、トラブルになった経緯有り。

○特別支援教育相談センターから聴き取り。母は、子どもが特別支援学校への就学を希望しているが、センターは、家庭課題が改善しなければ就学相談は難しいという判断。

- 当初、母親はＳＳＷの介入を拒否していたが、特別支援教育相談センターとのやりとりの中で、ＳＳＷの話を聞き、「ＳＳＷと会ってみたい」とう気持ちになった。
- ＳＳＷが母子面談を実施。面談を繰り返す中で、母から「保護課に相談する」との意向を確認。子どもからも、「特別支援学校に行きたい」という希望を確認。

＜結果＞

- 生活保護の受給につながり、経済的安定が図られた。
- 就学相談を経て、特別支援学校への就学が決定し、不登校状態が改善した。
- 母の医療確保による体調回復、姉の就労へとつながった。

【事例２】児童虐待防止のための活用事例（④児童虐待）

＜概要＞

小学２年男子、母の２人世帯。母からの身体的暴力、本児の衝動的行為（同級生への暴力等）

＜対応＞

- 学校、子ども総合センター、区役所保健福祉課、学童保育クラブから聴き取り。
- 拡大ケース会議を実施し、①虐待時の通告、②学校、学童保育クラブでの本児への対応、③母親への対応について協議し、役割分担を確認。今後も、関係機関において情報共有を図ることを確認。
- 母親は、毎日学童保育クラブに迎えに来ることから、学童保育クラブの職員が中心となり、母親の心理的不安をフォロー。担任が、子どもの学校での様子等について定期連絡（週１回）を行う。
- 子ども総合センターより、子どもが学校で不安定な精神状態にある場合の対応について助言を受ける。ＳＳＷが本児との定期面談（週１回）を行う。

＜結果＞

- 子どもが虐待を受けている様子は見られなくなった。
- 子どもの学校生活上での衝動的行為が減少した。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ＳＳＷの福祉的側面からの働きかけにより、不登校等の問題を解決又は好転することができた（Ｈ２５解決又は好転者数：支援対象者３９３人中１５９人）。
- ・ＳＳＷが対応したことで虐待や経済問題など家庭環境問題が解決・好転するなど、問題解決の土壌づくりが図られた（Ｈ２５家庭環境問題の解決又は好転件数：３５９件中１４３件）。
- ・ＳＳＷがコーディネーター役となり、関係機関と活発な連絡調整活動を行ったことで、学校と関係機関、関係機関相互の連絡体制が強化・促進された（Ｈ２５関係機関の訪問・電話等：４，２００件）。
- ・ＳＳＷが第三者的な立場で関わることで、学校と家庭との関係が改善されるケースが見られた。
- ・ケース会議の実施や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られた。

（２）今後の課題

- ・支援対象者数の増加及び困難ケースへの対応等により、ＳＳＷ一人当たりの負担感が増加している。こうした状況に対応するため、人員の増員など体制の拡充を進める必要がある。
- ・直接支援が必要なケースが増加しているため、より効果的な支援方法や支援体制について検討する必要がある。

福岡市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る

（２）配置計画上の工夫

- ・不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は、前年度より２名増員して、１２名
- ・資格は、全員が社会福祉士の資格を有する
- ・勤務形態は、週に４日（２７．５時間）勤務で学校３日、教育相談課１日勤務している
※主に教育相談課の勤務日に外部相談として配置校区以外の相談も受け付けている

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる
- ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長に対してスクールソーシャルワーカーの仕事・活用について説明を行い周知している

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー１２名

※状況によっては、スクールソーシャルワーカー担当指導主事等が入る場合もある

（２）研修回数（頻度）

- ・年間１２回（月１回）、２～３時間程度

（３）研修内容

- ・連絡協議会において、大学教授からのスクールソーシャルワーカーの効果的活用について（講演）
- ・課題やケースについてのアドバイス（事例検討）や研修

（４）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討（受け持っている事例での困難さを解決するための指導や助言）
- ・交流分析（対人関係の分析枠組み等の理論）

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 有（大学の教授等によるスーパーバイズ）
- ・活用方法 （２）（３）を参照のこと

（６）課題

- ・研修講師の時間調整が難しい（時間の確保）
- ・スクールソーシャルワーカーの経験年数による違い（キャリア）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】SCや関係機関との協働による活用事例（③⑤）

（概要）

家族構成は父、母、中学3年生Aの三人家族。Aが小学生時から手先の不器用さ、言葉のやりとりの困難等を表していたため、母は育てにくさを感じていた。Aが中学校に入ると担任や友人とのトラブル、ネット依存による昼夜逆転の生活が原因で不登校となる。家では母に生活面で注意されると暴言や暴力をふるい、ほぼ引きこもりの状態であった。母がSCのカウンセリングを受け、家庭内での問題が大きいことからSSWへケース照会があった。

（支援内容）

- ① SSWが家庭訪問を行いAとの関係づくりおよびニーズの把握を行う
- ② Aや母親、担任等それぞれの思いを代弁し、仲介的役割を担うことでそれぞれのつなぎ役を行う
- ③ Aへの適切な関わり方を考えたいという母のニーズがあり、発達障がい者支援センターへ母と同行（Aの行動特徴や関わり方を共に考えた）
- ④ 関係機関からの情報として、Aの行動特徴や関わり方において留意すべき点などを学校側とも共有
- ⑤ Aの暴力行為においては警察機関との情報共有を行う（いざという時にすぐに対応出来るよう連携を図る）
- ⑥ 母がいつでもSOSが出せるよう、24時間対応の関係機関を紹介
- ⑦ Aは進学を希望していたため、Aや母に情報を伝えながら進学に向けての方向性を検討

【事例2】養育状況に課題のある保護者による活用事例（①④⑤）

（概要）

母、中学1年生A、妹の三人で転入。父は就労のため別居となる。Aに発達障がいがあるということで就学前より病院受診や就学相談等を行っていた。小学校では通常学級で生活をしていたが、中学進級時に母の意向で特別支援学級へ入級した。母は精神疾患を有しており、片付けができず家の中が散らかっている状態が日常的である。朝も子どもが登校する時間に起きることができず、朝食が用意できないことがある。転入後よりAと母の関係不良で母からの暴言や暴力があるため、Aが家で暴れたため、母が警察へ通報し、Aが一時保護となることもあった。

（支援内容）

- ① 児童相談所、民生委員、小学校、中学校、精神障がい者相談支援センターが関与していたため、情報収集及び情報共有、支援方針を検討（母とA、妹に関わる機関の役割分担を行う）
- ② 関係機関と連携して母やAへの面談を行い、認識の変容を母子に対して行う
- ③ 母の精神的安定を目的とする受容・傾聴（寄り添い）
- ④ 精神障がい者相談支援センター等と協働し、母の病院受診の安定と居宅介護サービスの利用を紹介

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・教師が繋がりにくい家庭の間に入り、家庭訪問や面談による状況の把握
- ・学校での児童生徒の様子を観察し、いじめ、虐待、障がい等の早期発見、早期対応
- ・保護者の相談に応じ、虐待の予防、早期対応
- ・教職員の相談に応じ、心因的な負担の軽減
- ・関係機関の機能を理解し、連携の方法の修得
- ・毎年、配置校による相談件数、介入件数を調査 ※右表参照
- ・毎年9月に活用調査を（SSW配置校対象）実施

※以下に一部項目を掲載

- ①関係機関との連携が密にできている（95%） ②教師への支援者になっている（89%）
- ③不登校児童生徒の削減に効果を上げている、学校運営に貢献している（87%）

（2）今後の課題

- ・更なる人員の増加と勤務形態の改善
- ・配置校における教育相談体制づくりの構築（支援体制）
- ・配置校以外における相談受理のあり方（介入レベル）
- ・SSWの専門性の向上（スキル向上）

年度 件数	H23	H24	H25
相談件数	751件	880件	888件
介入件数	200件	245件	272件

熊本市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

（２）配置計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局総合支援課教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

精神保健福祉士２人、社会福祉士３人、いずれもソーシャルワークの経験が３年以上ある者を配置した。勤務形態は、原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週５日、１日５時間、週２５時間勤務で、平成２５年度の年間勤務時間は、１人１、１００時間で、合計５、５００時間活動した。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針として「熊本市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定し、身分、職務内容、任用等について記載し、ホームページで公開している。

市内全小中学校へは、年度当初に、通知文「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を出し本事業の目的、配置場所と人数、派遣場所、対象者、申し込みについて、派遣の流れなどを周知している。この他にも、「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を各学校に配付するなどして周知を図った。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー、教育委員会事務局スクールソーシャルワーカー担当職員、スクールカウンセラー、要保護児童地域対策協議会担当者等関係機関職員、警察署スクールサポーター 等

（２）研修回数（頻度）

事例検討会（毎週）、スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年間２回）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会（年間１回）、スクールソーシャルワーカー研修会（年間３回）

（３）研修内容

【事例検討会】 ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【連絡協議会】 警察のスクールサポーターや各区の要保護児童地域対策協議会担当者、児童相談所職員等との情報交換等

【ＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会】 大学教授の講話、ＳＣとＳＳＷ相互の意見交換等

【研修会】 大学教授や臨床心理士による講話、大学教授による各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対するスーパーバイズ等

（４）特に効果のあった研修内容

大学教授によるスーパーバイズを研修に取り入れたことで、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の運営面での充実を図ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ＳＶの設置 なし

（６）課題

派遣依頼数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応ケースが多様化している。能率的な活動を推進する上でも、ケースの整理やスケジュールの管理等を含めたスーパーバイザーによる研修が必要である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】養育環境改善のための活用事例（ ①（家庭環境）⑥（発達障害） ）

特別支援クラス在籍児童への支援。発達障害に加えて幼少時から母からの適切な養育を受けることができない環境にあり、学校への不適応状態が続き、暴力的な言動も見られていた児童。当該ケースは母子家庭で経済的にも養育能力的にも非常に厳しく、地域からも孤立した家庭で、母子ともに適切な支援を受けることができずに経過していた。学校で個別に対応していたが、学年が上がるにつれて対応が難しくなっていたためスクールソーシャルワーカー派遣依頼となった。依頼をうけ、スクールソーシャルワーカーはまず関係機関が集まるケース会議の開催を支援すると同時に、保護者へのアプローチを開始し援助関係を構築。その後医療機関へつなぐことに成功し、医療機関とも連携を続けることで受診継続も可能となった。さらに、治療のステージによって主治医も含めた会議を継続し、それぞれの役割を果たしつつ協働体制を推進させたことで、本人への治療、家庭環境の整備が進み、安定した学習機会の保障等が可能となった。その後本人の将来を考え、施設に入所することとなり、終結した。

【事例２】不登校状態解消のための活用事例（ ③不登校 ）

中学年に上がってから突然不登校となり、担任はもとより友人との接点も拒否していた児童への支援。当時学校は、さまざまな方法で本人や保護者へアプローチを行っていたが功を奏さず、保護者は専門機関への相談も消極的で「本人がその気になるまで待ちます」というスタンスを取られていた。スクールソーシャルワーカーについては「保護者も本人も相談できる人、一緒にこれからのことを考えてくれる人」という紹介をしてもらい、まずは家庭訪問で本人と仲良くなることからスタートした。本人と一緒にボードゲームなどを行う中で、「複数人数であればもっと楽しくできる」「スクールソーシャルワーカーは毎週家庭訪問するのが難しいけれど、こんなふうと一緒に遊んでくれる人がいる」などと話をしながら、本人の「もっと楽しいことがしたい」というニーズを引き出したうえで、学生ボランティアの派遣につないだ。その後、「学生ボランティアとの活動を増やしたい」というニーズを踏まえて、学校・本人と十分な打ち合わせを行ったうえで、学校において学生との活動回数を増やし、その活動の時間枠や活動の種類を広げる形で段階的に別室登校につながった。現在継続支援を続ける中で、別室で意欲的に個別学習を行いながら、徐々にクラスメイトへのつながりや学級行事等への参加を増やしているところである。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成２５年度は、スクールソーシャルワーカーを１人増員し５人体制とした。市内を４つのブロックに分け、各ブロックを１人のスクールソーシャルワーカーが担当し、１人はスーパーバイザーとして指導助言及びマネジメント等を行い全ケースに関わった。

【平成２４年度】

- ・依頼人数：小学校１９３人、中学校１２９人、合計３２２人
- ・支援内容：家庭環境の問題２３８件、発達障害に関する問題１５９件、不登校１５３件（重複有）他
- ・終結人数：８１人（終結率２５．２％）

【平成２５年度】

- ・依頼人数：小学校２３６人、中学校１５０人、合計３８６人
- ・支援内容：家庭環境の問題３３３件、発達障害に関する問題２４７件、不登校１９６件（重複有）他
- ・終結人数：９７人（終結率２５．１％）

（２）今後の課題

- ・勤務時間数に制限があり、学校のニーズに対応するための時間が不足している。
- ・多様化、複雑化する相談内容に対応するために、ＳＳＷの資質・技能の向上を図る。
- ・学校や保護者に向け、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解を更に深める必要がある。

旭川市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒に見られる問題と思われる状況等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭や地域等における環境が複雑化していることが要因の一つとして考えられることから、そうした環境へのアプローチの方法を探り選択肢を増やしていくためのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え社会福祉等の視点を取り入れながら状況の改善を図っていくことを目的としている。

（２）配置計画上の工夫

- ・教育委員会所管の不登校・いじめ相談室に配置し、相談員との連携、情報の共有や不登校状況の把握等を行っている。
- ・学校数が多いことから市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、適時的な支援等を行うこととしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・精神保健福祉士、教員免許状の有資格者を１名配置している。
- ・旭川市非常勤嘱託職員、１週２９時間勤務（月・火・木・金曜日の９：００～１７：００）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定していない。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・旭川市独自での研修は行っておらず、道教委主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村ＳＳＷを対象とした研修会に参加している。

（２）研修回数（頻度）

- ・年１回

（３）研修内容

- ・道教委主催ＳＳＷ連絡協議会、地域別研修会

（４）特に効果のあった研修内容

- ・事例発表、ＳＳＷが学校のニーズを共有するための具体的な方策

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 なし

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】生活環境調整のための活用事例（①③④⑤⑥）

主訴 ：不登校。本児が母親を叩いてくる。育てられないので施設へ入れてほしい。

世帯状況：母子家庭。平成１３年に母親が交通事故。賠償金が入ったが夫が使い切ってしまい３年前に離婚。妹夫婦を頼りに旭川に転入したが日常的な支援は望めない。

本児：中学2年生男子。2年のクラス替えで担任と上手くいかず不登校となる。母親に対する憎しみはないが、「障害者だから」とできないことに向き合えない母親にイライラしている。

母親：元看護師。交通事故の後遺症で障害年金2級受給中。高次脳機能障害の診断、障害者作業所に通所中。

○指定障害福祉サービス事業所：母親に子どもの生活環境を整えるスキルもエネルギーも不十分で子育ては無理。

○児童相談所：父親との生活の可能性を見極め、それが無理なら施設入所を考えたい。不登校が改善されれば現状での生活もありえる。

SSWは①本児の不登校もあるが、母親は高次脳機能障害で養育能力がなく結果としてネグレクトがあること②母親は本児を育てられないことを自覚し助けを求めており、子供は被害者であること③子どもの成長により親子の力関係が変わりリスクが増大すると予想されることから、妹夫婦中心の支援ネットワーク構築を行った。

結果：本児が母親を殴ってしまった事件をきっかけに、予定より早く養護施設に入所。母親は自分のリハビリに時間を使い、生活保護を受給して経済的にも楽になり、子どもは皆で育ててくれるので心配していないと話された。

【事例2】心の健康のための活用事例（③⑥）

主訴：不登校。6年生の女兒。6月の体育大会後不登校。9月に入り小児科主治医より①体調不良②在宅で睡眠が不規則③適応障害の診断書が提出された。

母親：いじめや友人間のトラブルはない。学校もきらいではなく行きたい気持ちはあるが登校再開には至らない。家庭内では何も変わらず、ただ登校できないだけなので、つい問い詰めるような言い方をしてしまう。

本児：当時起こしても全く反応なし。ほほを叩いても反応が無いので驚いてかかりつけの近医を受診した。眠剤とビタミン剤と安定剤を処方されたが、服薬しても変わらず、本児が不信感を持ち受診を拒否してしまう。

※小児科での諸検査で、身体的な問題が無くメンタルの対応を求める診断書が出たが、主治医や学校と本児・保護者との意思疎通が不十分。処方薬も状態改善に至っていないことからSSWは主治医との意思疎通を優先させるところから支援を始め、まず精神科の思春期外来の受診を勧める。

母親：本児が受診拒否したので母親のみ精神科受診。本児は「うつ」かもしれないと言われ、抗うつ薬を処方され、服薬後は表情もよく生活リズムも改善。夜間に登校して担任と話し、「卒業式には是非出たい」と話した。

※SSWより母親と学校に対して①服薬を途切らせないこと②母親と担任の連携を密にしておくことの2点を伝える。

結果：順調に登校再開し卒業式に参加。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任（学校）の両輪が、問題の状況や支援のポイントとなるであろう事柄等についての情報の共有化を図ることができた。
- ・担任（学校）に対し、SSWが教員の視点とは異なる意見を述べる等、状況に応じた働きかけ方を検討し、共同しながらの取り組みを図ることができた。

（2）今後の課題

- ・学校や関係機関等に対し、SSWを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。
- ・関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。このような支援において、スクールソーシャルワーカーは福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーによる支援対象地域を3中学校区と定め、拠点校型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、本年度は、要請や状況に応じて、対象地域外の小・中学校の支援活動も派遣型として実施する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー3名
- ・スクールソーシャルワーカーが有する資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格【重複あり】
- ・週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業の趣旨、スクールソーシャルワーカーの活用方針、活動形態等の内容を定めている。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議にて説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年2回、外部講師を招聘して研修を実施。
- ・教育委員会に3人が勤務する日に、ワーカー同士で事例についてお互いに意見交換をする。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障がい、虐待、貧困の児童・家庭について考える。
- ・事例コンサルテーション

（4）特に効果のあった研修内容

各スクールソーシャルワーカーが抱えているケースに対して、具体的な対応策についての研修を実施し、効果的な支援に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・現在、スーパーバイザーの設置はない。

（6）課題

- ・研修の充実及びスーパーバイザーの設置

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決ための活用事例（②いじめ）

小学校6年女子。

児童が友だちに渡したメモの中に自殺念慮が伺われる記述があったため、メモを入手した担任が管理職に相談し、スクールソーシャルワーカーに本児への対応依頼があった。

本児は、以前、担任にいじめを訴えたことはあるとのことなので、まず、本児の話にじっくり耳を傾けることから始めた。スクールソーシャルワーカーとの面談では、ずいぶん前から男子児童から「邪魔だ」と言われてきたこと、担任に話したら「ちくつただろう。」と言われてそれ以降は言えなくなったこと、両親に話したら「自分にも悪いところがあるんじゃないか。」と言われて辛かったこと等を涙を流しながら話した。また、家庭では中学生の姉も不登校気味になっており、そのことで両親が言い争っているの言いたいことが言えず、気持ちを受け止めてもらえない環境であることもわかった。面談後、管理職と担任への概要報告及び今後の対応について検討した。

担任からの男子児童に対する再度の指導、スクールソーシャルワーカーによる面談の継続、担任からの積極的な声かけ等の対応を続けた。その結果、本児の表情が少しずつ明るく柔らかくなり、担任の「もう大丈夫だろう。」との言葉を受けて支援終了とした。

【事例2】非行・不良行為の生徒支援のための活用事例（③不登校、⑥その他…非行・不良行為）

中学校2年男子。

小学生の頃より通級教室に母親と週に一度通い、学習支援やコミュニケーションについて学んでいた。しかし、次第に本人が通級を嫌がるようになり、母親も仕事が忙しいことを理由に遠のいていった。中学入学後、友人たちの影響もあり窃盗等の問題行動を繰り返していた。また自宅に友人たちが入り浸り、近所からもクレームが来ていた。担任とスクールソーシャルワーカーで家庭訪問をするが、居留守を使い出てこないことが多く、学校も対応に苦慮していた。その後、窃盗と交通事故を起こし補導され、児童自立支援施設入所となった。

スクールソーシャルワーカーは、学校・警察・児童相談所・通級指導教室・教育委員会との関係機関ケース会議を開催し、今後の各機関の対応について話し合いの場を設けた。また、児童自立支援施設と学校の橋渡しを行い、定期的に本生徒の面会に出かけ面接を繰り返した。自立支援施設での生活も慣れてくると、自己表出できるようになり、我慢もできるようになった。

施設での生活も落ち着き、外出や外泊が認められるようになった。母親の受け入れ体制も徐々にできてきており、今後地域に戻ってからの生活を学校・関係機関とともに見守っていくことになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生148人、中学生75人
- ・訪問回数は、学校訪問420回、家庭訪問131回、関係機関訪問115回
- ・スクールソーシャルワーカーが支援した事案のうち、「問題が解決」または「問題が好転した」件数の割合は、支援全体の42%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、関係機関と連携した活動を行うことで、家庭に係る問題など児童生徒を取り巻く生活環境の改善に、スクールソーシャルワーカーの支援は効果的なものとなっている。

（2）今後の課題

- ・学校から年々増加している要請への支援体制の確立
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修体制の充実とスーパーバイザーの設置

横須賀市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

（２）配置計画上の工夫

拠点校方式（３つの小学校を拠点。要請により、それ以外の小中学校のケースにも対応する。）

（３）配置人数・資格・勤務形態

＊２名

社会福祉士・精神保健福祉士 その他社会福祉や教育等に関して専門的な知識や経験を有する。

＊非常勤職員として、１名は年間３５回、もう１名は年間７０回、１日７時間４５分勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

◆実施要綱

- ①趣旨 ②スクールソーシャルワーカーの派遣 ③スクールソーシャルワーカーの職務
- ④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

- ①スクールソーシャルワーカーとは
- ②スクールソーシャルワーカーが活用される場面の例
- ③スクールソーシャルワーカーにできること（支援教育コーディネーターと連携して）
- ④教育委員会の役割
- ⑤スクールソーシャルワーカーが対応する前に学校で準備しておくこと
- ⑥スクールソーシャルワーカーの対応例

＊学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通して周知。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

＊神奈川県スクールソーシャルワーカーを兼務しているため、本市では実施していない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（②③）

言葉によるいじめを同学年数人から1年近く受けていた。被害生徒は不登校状態となったため、校内ケース会議を実施。被害生徒及び保護者とスクールカウンセラーが面接を、加害生徒及び保護者とスクールソーシャルワーカーが面接をしていく方向となった。加害生徒及び保護者とスクールソーシャルワーカーとの面接は実行できていないが、被害生徒及び保護者とスクールカウンセラーとの面接は継続しており、被害生徒は別室登校が出来ている。

【事例2】暴力行為解決のための活用事例（⑤⑥）

対児童・対教師への暴力や物品を破壊する等の行為があり、スクールソーシャルワーカーに相談。スクールソーシャルワーカーが療育センターの利用を提案し、担任や管理職から保護者に対して働きかけ、療育センターへ相談に至るようになる。その後、同センターから学校にコンサルテーションが行われるようになった。（スクールソーシャルワーカーが調整）また学校での状況を、同センターに直接報告する機会の設定（調整）を、スクールソーシャルワーカーを中心に行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

教職員との情報交換や本人および保護者と面接の様子から、必要に応じて児童相談所、子ども青少年支援課、生活福祉課、障害福祉課、医療機関等に連絡を取るとともに、サポートチーム会議を開催するなどした。その結果、学校だけでは気づけなかった、あるいは、踏み込むことを躊躇していた家庭の状況が少しずつ明らかになり、また保護者に福祉的サービスの情報を提供したりすることで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題解決の糸口が見えてきた事例もあった。

拠点校以外からも派遣の要請があり、ケース会に参加して、支援策の道筋をアドバイスすることで、停滞していた教員の動きが前進するようになった。平成25年度は、拠点校以外への対応は、小学校で10校、中学校で11校であった。

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や関係機関との連絡をとるという実働をすることで、成果があがっていることはもちろんであるが、教職員が関係機関とのつながり方や家庭との効果的なやりとりのしかたについて学び、チームで動いていくきっかけづくりとなった。

（2）今後の課題

中学校段階での不登校出現率が高くなるが、その要因は小学校段階から潜在的にある。スクールソーシャルワーカーという専門職が、早期からの発見・理解・支援の開始にかかわることが必要であるが、拠点校方式や勤務日数・時間の制約上、対応ケースには限界がある。

富山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化する。

（2）配置計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学8校、中学校3校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜に派遣する）は、小学校1校、中学校4校。派遣型は、市教委で210時間確保し、必要に応じて派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数（資格）：スクールソーシャルワーカー6名（延べ人数：社会福祉士5名、精神保健福祉士2名、小学校教諭1種1名、特別支援学校教諭1名、小・中・高等学校1種〈家庭〉1名）
- ・ 勤務形態（1校当たり）：70時間（週2時間×35週）＝11校、140時間（週4時間×35週）＝5校、市教委210時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 家庭、学校、関係機関の間をスクールソーシャルワーカーのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動する。
- ・ 連絡協議会を定期的に行い、活動のふり返りとスクールソーシャルワーカー間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に1度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にスクールソーシャルワーカーとしての資質の向上を図る。
- ・ 校園長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小中学校に活動を紹介する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 市スクールソーシャルワーカー6名
- ・ スクールソーシャルワーカー配置小中学校の担当者 16名

（2）研修回数（頻度）

- ・ 月例研修会を月に1回（市スクールソーシャルワーカー6名、スーパーバイザー1名）
- ・ 連絡協議会を年に2回（市スクールソーシャルワーカー6名、小中学校担当者16名）

（3）研修内容

- ・ 月に1回程度、富山市スクールソーシャルワーカー研修会を開き、児童生徒、保護者と面談した際の事例を報告し合い、ケース討論や講師等を招いた研修を行い、スクールソーシャルワーカーとしての資質の向上を図った。また、年2回の連絡協議会では、活動計画の確認と、来年度の活動案の検討を行い、現場に即した相談活動を目指し、具体的な改善点をあげ、計画の見直しを行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 学期ごとの研修会では、スクールソーシャルワーカー間で具体的な成果と課題、問題点、悩み等の意見交換をした後、スーパーバイザーである富山国際大学子ども育成学部 村上 満准教授から、的確なアドバイスと今後のスクールソーシャルワーカーの在り方について示唆に富む講話を受け、その後の活動の支えとなった。

（5）課題

- ・ 学校で教育相談に取り組む他の相談員（スクールカウンセラー等）との連携を図るための合同研修会を行い、役割の確認と教職員とのよりよい連携の在り方を考えていきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校問題解決のための活用事例（③）

〔家族のかかわりが不安定な男子中学生〕

- ・ 中学1年生の2学期当初、自分の思いを表明するのが苦手な本人は、小学校時代からの友人仲間からからかわれるようになり、不登校となる。家族は父母、高校2年の兄と本人の4人。父母は食品・雑貨販売店を2店舗経営し、昼夜仕事に没頭する。
- ・ 母は、本人とよくかかわり愛情をもって接するが、自分の理想を押しつける面があり、本人は反発を感じていた。一方、父親は、本人が幼いときから養育を母親任せにして、父親としてかかわることが少なかった。兄は適度に本人とかかわり、兄らしいアドバイスをしており、本人も兄を慕っている。
- ・ 中学2年生の1学期ごろから、引きこもりが激しくなり、担任が訪問しても、毛布かぶって顔を見せないことが多く、普段の生活でも、ゲームを一晩中して、家族の注意を聞かないことが多くあった。
- ・ 中学2年の2学期からスクールソーシャルワーカーがかかわるとともに、母にはスクールカウンセラーが面談をはじめ。半年ほどして、母が上級学校のことを言わないようになったり、父が本人の洗髪をしてやるようになったりし、次第に家族が、本人に対する役割を自覚し始めた。それとともに本人も自分の思いを家族に伝えるようになる。今年度（中学3年）5月には修学旅行へ参加し、活動を成し遂げた。現在、登校はできないものの、進級に向けて前向きにスクールソーシャルワーカーと会話できる。

【事例2】劣悪な家庭環境から起こる問題を解決するための活動事例（①）

〔犯罪等に巻き込まれた家族をもつ女兒〕

- ・ 父母は離婚し、現在父と本人の2人暮らし。兄弟が更正施設に入所中であるとともに、父は交通死亡事故の加害者となるなど、経済的な貧困だけでなく、本人の力では改善できないような家庭環境の悪化が続き、本児も遅刻、家出、万引きを繰り返すなど、生活が不安定であった。
- ・ 父は種々の問題について、何から手を着ければよいかわからない状態であったが、スクールソーシャルワーカーが支援に入り、就学支援等の公的支援給付や転居手続き等の優先順位を整理しアドバイスするとともに、学校と父との関係をつなぐことで、父は本児のことだけでなく、生活上の問題や悩みを学校に打ち明け、自ら進んで生活に道筋を立てていくようになった。それにもなあって、本児の学校生活が安定し、教員との信頼関係が生まれ、学習に励むようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成23年の本事業開始以後、2年間の本市不登校児童生徒（30日以上の不登校）の出現率、は右のように漸減している。
- ・ 不登校児童生徒、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭にスクールソーシャルワーカーがかかわることによって、学校・関係機関との接続が円滑になるとともに、生活改善の道筋が明確になり、児童生徒の学校生活、家庭生活の安定、学習意欲の向上につながった。
- ・ スクールソーシャルワーカーの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立化が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐスクールソーシャルワーカーの役割を見直す教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員自身が関心をもち始めている。

不登校 出現率(%)		23年度	24年度	25年度
	小学校	0.39	0.33	0.30
	中学校	2.54	2.26	2.15

（2）今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの活動が効果を上げる中で、活動形態の改善や人材の確保等のためにも、どのようにスクールソーシャルワーカーの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 社会福祉、医療等関係機関との連携を踏まえた、問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶために、スクールソーシャルワーカーによる研修会を計画的に実施したい。

金沢市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わるとともに、必要に応じて他の家庭や学校、児童相談所や警察・家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

（２）配置計画上の工夫

本市には、福祉と教育の連携を図るための施設（金沢市教育プラザ、児童相談所も併設）があり、そこを拠点として各学校や関係機関等に出向くよう職員を配置している。また、課題が多くあるケース等については、スクールソーシャルワーカー２名で訪問・面談に臨むなど、連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：２人

資 格：特定の資格を要しないが、教育相談の経験を有する者

勤務形態：１人あたり 週２０時間×４８週

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本市条例「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」の具体的な行動計画として策定された「子どもを育む行動計画２０１３」に以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、市民に周知している。

４．学校の行動指針 （１）小中学校の行動指針 ②豊かな心と社会性の育成

◇教育相談体制を充実し関係機関との連携を強化する。

５．行政の行動計画 （７）学校教育等の充実 ④心の教育の充実

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童への学校復帰支援機能の強化を図る。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

児童相談所職員や中学校生徒指導担当者を対象とした研修をスクールソーシャルワーカーも受講している。

（２）研修回数（頻度）

年間１２回程度

（３）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

（４）特に効果のあった研修内容

中学校生徒指導担当者の研修と一緒に受講することにより、要支援生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 なし

（６）課題

- ・学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、スクールソーシャルワーカーに特化した研修は実施していない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒の進学のための活用事例（③不登校）

- 状況 転入後、不登校となる。その間、保護者の意向で生徒本人及び保護者との接触がしにくい状況。
- 方針 学校からの要請で、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、本人及び保護者との接触を図り、学級担任とつなげる。
- 概要 定期的に家庭訪問を繰り返し、保護者の理解を得ながら、学習への意欲を引き出す関わりを続けた。その結果、本人の進学に対する意識が高いこともあり、高校進学へ向けて意欲的かつ継続的に学習するようになった。苦手としていた教科に対しても、スクールソーシャルワーカーの支援により、前向きに取り組む様子が見られるようになった。また、進学について相談することを理由に、担任との面談を勧め、学校との繋がりを持てるようになった。その後、担任との進路相談や学習、学校での面接練習などを経て、志望校へ合格することができた。

【事例2】不登校解決のための活用事例（③不登校）

- 状況 生徒本人は生活リズムの乱れにより、不登校の状況が続いている。母親は病気治療中であり、生徒本人ともに接触がしにくい状況。担任は本人と1年以上面談できていない。
- 方針 学校からの要請で、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、生徒の生活状況の確認を行い、登校支援を行う。
- 概要 当初は家庭訪問をしても本人の兄が対応するのみで、本人及び保護者との接触が困難であった。定期的に家庭訪問を行うことで、本人との接触回数が増え、それと同時に母親との面談も可能となった。面談を重ねるなかで、本人の学校に行きたいという思いを引き出し、友人の協力も得ることで、11ヵ月後には部分登校ができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が全く関わりを持てない状態であったものが、スクールソーシャルワーカーが関わりを持つことで学校やその他の人と関わりを持てたなど、児童生徒に一定の成果があったと思われる件数は、平成25年度で34件中15件あった。

（2）今後の課題

児童生徒が抱える問題は多様化、深刻化しており、各学校が組織的に対応できるように学校や関係機関と連携を行っているところであるが、連携する機関が増えるほど、スクールソーシャルワーカーの実働時間等、負担が増加してきている。また、勤務日数の制約上、状況改善に要する時間を確保しにくいケースがある。

長野市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問して本人やその保護者に対して教育相談を実施し、必要に応じた関係機関との連携により支援などを行う。

（２）配置計画上の工夫

教育相談センターにＳＳＷを配置し、教育相談センター所属の学校訪問相談指導員や家庭訪問相談員と連携して課題解決にあたる。

相談内容により、長野県配置のＳＳＷと連携して支援体制ができるようにする。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 １人
- ・資 格 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士
- ・勤務形態 月４０時間程度（１回の相談５時間以内） 年間４００時間程度

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」については策定していない。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・相談ケースの事例検討
- ・相談関係機関等業務内容視察

（２）研修回数（頻度）

- ・長野市教育相談センター指導員会議（月２回程度）
- ・長野市教育相談関係者合同研修会（年４回）
- ・指導員研修会〔学校訪問相談指導員・中間教室適応指導員参加〕（年２回）

（３）研修内容

- ・長野市教育相談センターで、取り扱っている相談ケースの事例検討。
- ・不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取り組んでいる相談ケースの事例検討。
- ・児童相談所や福祉施設等を視察研修し、それぞれの業務内容を把握するとともに、各職員と情報交換を行う。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・定期的に学校訪問を行っている学校訪問相談指導員との「相談ケースの事例検討」は、実践的であり各学校の支援体制の状況を知る上でも有効な研修であった。
- ・ＳＳＷの役割の中で、連携をとっていく関係機関の細かな業務内容を視察したことは、その後の連携を取っていく中で、非常に有効な研修であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置なし

（６）課題

- ・市のＳＳＷは１人なので情報交換が難しい。県や近隣自治体のＳＳＷと連携を図ることが重要である。
- ・スーパーバイザーによる定期的な研修も、ＳＳＷの資質向上のためには必要不可欠である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（① ② ⑥）

- 子ども・家庭の課題
 - ・ 子ども：中学生女子ADHD。欠席は少ないが遅刻がち。夜間の出歩き、家の金を持ち出す等、問題行動あり。
 - ・ 家庭：母子家庭、夜間勤務、小学校低学年の弟二人。夜は子供だけで過ごす。
- 具体的な支援内容〔※SSWによる直接支援ケース含む〕
 - ・ SSWが家庭訪問を繰り返すと共に、ファミリーサポートセンター、民生児童委員、スクールサポーター等とつなげ、チームでの支援を行う。
- 具体的な成果
 - ・ 親のいない夜間にファミリーサポートを利用し、子供たちの生活リズムが安定した。民生児童委員やスクールサポーターが母親に子育てのアドバイスをを行ったことで、母親が安定し子供たちへの接し方や考え方に改善が図られた。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（① ③ ④）

- 子ども・家庭の課題
 - ・ 子ども：小学生女子不登校。
 - ・ 家庭：親からの虐待、育児放棄。登校の働きかけをしていない。妹（2歳発達障害の疑い）の面倒をみるため、学校を休ませることがある。世帯は低所得。
- 具体的な支援内容〔※SSWによる直接支援ケース含む〕
 - ・ 学校等からの情報収集をもとに、SSWが家庭訪問を繰り返すとともに、児童相談所、子育て支援課（市）、保健師（市）、民間福祉サービス等とつなげ、チームでの支援を行う。
 - ・ 就学援助制度の活用など経済的課題の改善を図る取り組みを行った。
- 具体的な成果
 - ・ 民間福祉サービスにつなぎ、学習支援を行うことで学校復帰のための支援が出来た。
 - ・ 保健師とつなぎ、妹の定期健診の未受診等が解消され、親の不安要素を取り除くことが出来た。
 - ・ 支援会議を行うことにより、学校全体での登校支援体制ができ、モーニングコールや家庭訪問相談員によるサポートで、登校できる日も多くなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度は、児童21人、生徒13人が抱える不登校、いじめ、家庭環境など、延べ58件の問題に関する相談に当たった。学校訪問回数は66回、家庭訪問回数は38回。また関係機関を含めた教職員とのケース会議への参加は26回であった。

いままで、学校教職員が入っていけなかった家庭環境への働きかけが必要な事例について、児童相談所や県保健福祉事務所、市保健福祉部等と連携を図り支援を行うことができた。

（2）今後の課題

SSWとSC、学校訪問担当指導主事、家庭訪問相談員との連携について、更に充実を図る必要がある。

SSWの役割について更に学校へ周知していく必要がある。問題解決に向けてSSWの指示のもと、学校がやるべきことを明確にして、連携して取り組むことが必要である。

岐阜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を目指す。

（2）配置計画上の工夫

市内小中学校の生徒指導上の課題に対応するため、ケース検討会議等のメンバーとして派遣したり、学校へ一時的に常駐させたりできるよう、岐阜市教育委員会内に2名配置した。また、精神保健福祉士の資格をもつ者と、教諭免許を所有し不登校や発達障がいへの対応経験が豊富な者を配置することで、ケースごとに派遣するメンバーを選択できるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

A：精神保健福祉士、ヘルスカウンセリング学会認定カウンセラー、日本心理学会認定心理士、岐阜県コミュニティ診断士、岐阜県職業自立支援員、中学校教諭免許

B：小・中学校教諭免許、適応指導教室に9年間勤務（発達障がい等の専門的知識有）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「問題は個人の内面（心理）にあると考えるスクールカウンセラーに対し、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格をもち、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する役割を果たします。このスクールソーシャルワーカーを市内に2名配置し、市内小中学校のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応したいと考えていますので、ケース検討会議等が開催される際に、会議のメンバーに加えていただき、活用いただきたいと思います。」と、小中校長会や教頭会で説明した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、各学校教育相談主任、ほほえみ相談嘱託員、適応指導教室相談員

（2）研修回数（頻度）

- ・教育相談関係者による合同研修会を1回
- ・スクールソーシャルワーカーのみ参加の研修会を4回

（3）研修内容

- ・「いじめ、非行、不登校の未然防止に向けての取組」「教育相談で大切にしたいこと」
- ・「ひきこもり講座 ひきこもりの理解と支援 一若者・家族の思いに届く支援を考える」
- ・「虐待防止に向けて私たちにできること～子どもだけでなく大人も助ける手助けを～」
- ・「教育の役割」
- ・「自殺未然防止研修 悲しみにおしつぶされないために」「自殺予防の基礎知識」

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う役割を担うため、幅広い知識を得るために様々な研修会に参加したことが有効であった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・平成25年度は設置なし

（6）課題

平成25年度の8月からの配置であったため、活用方法の周知に時間がかかり、岐阜市教育委員会の判断で個別の対応はしたものの、市内全小中学校が配置の目的を理解し活用できるのは、26年度以降になる見込みである。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題改善のための活用事例（①③）

長年にわたり不登校状況が続き、学校職員が本人に面会できない中3男子生徒について学校から相談が入り、スクールソーシャルワーカーが介入することになった。週に2日、該当の中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭訪問を継続。本人に面会できるようになった結果、家庭環境等の問題が明るみとなった。

保護者は教育力が乏しく、子どもが欠席していても全く気にしていない。さらに、基本的な生活習慣が身に付いていないため、病院への通院が必要な状況に陥っていた。

そこで、福祉関係機関に状況を伝えるとともに、中学校在学中は医療費が無料であることを本人や保護者に伝えて病院につないだ。さらに、中学校卒業後の見通しについて説明しながら登校刺激も与えた結果、2学期の終業式に初めて登校。3学期以降、中学校で初歩的な学習を継続し、定時制高校への進学を果たすことができた。

【事例2】いじめ解消のための活用事例（②）

保護者から、子どもが学校でいじめに遭っているとの訴えが教育委員会に入り、学校に問い合わせたところ、これまでも何回か同じような訴えが保護者から学校にあったことがわかった。学校側は、保護者から訴えがある度に、保護者も交えた話し合いを重ねてきたが、根本的な解決に至っていないとのことであったため、スクールソーシャルワーカーが介入することになった。

該当中学校へスクールソーシャルワーカーを週に2日派遣し、学校生活における本人の様子や周囲の状況について、情報収集と見守り活動を継続した。その結果、本人が学習に対しかなり困難さを抱えていることや、掃除時間や休み時間等、担任の目が届きにくいところで冷たい対応があることが明らかとなった。そこで、スクールソーシャルワーカーがつかんだ情報をもとに学校職員とケース会議を開き、具体的な対応方法を検討した。また、保護者には、学校側の対応方法を伝えるとともに、学習面での不安を学校以外でも相談できるように、市の相談機関を紹介した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの採用が8月からであったため、活動期間は8ヶ月であったが、その間福祉関係機関からの要請でケース会議に8回、教職員とのケース会議に7回参加し、計87件のケースについて検討を重ねることができた。また、学校や保護者からの要請で関わったケースのうち、福祉機関につないだケースが2件、学校外の実務機関につないだケースが1件あった。

学校側と生徒や保護者側の対立が長期化しているケースも、スクールソーシャルワーカーという第三者が介入することで、解決の糸口が見つかるケースがいくつか見られた。

（2）今後の課題

8ヶ月間でスクールソーシャルワーカーが介入した学校数は、全体の9%にとどまった。問題解決のために、スクールソーシャルワーカーが学校に直接介入するケースは効果が出やすいものの、1件のケースにかかる時間が多いため、扱えるケースが限られてしまう。

「教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う」という本来の目的を達成するためには、各学校にスクールソーシャルワーカー配置の目的を周知するとともに、各学校が、生徒指導上の課題を解決するために必要な力を付ける必要がある。したがって、スクールソーシャルワーカー自身が専門的な知識をより高め、ケース会等での確かな助言が行えるように、スクールソーシャルワーカーが学び続けられる体制を構築するとともに、より多くの学校がスクールソーシャルワーカーの専門的な知識を活用できるよう、スクールソーシャルワーカーを講師に招いた研修会等を開催する必要がある。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

（2）配置計画上の工夫

- ・ 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、3名常勤している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士の3名を配置している。
- ・ 1日7時間 週5日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

＜方 針＞ 子ども・青少年（以下「青少年等」）の悩みごとや青少年等を持つ親の悩みごとについて面接相談、また必要に応じて訪問相談を実施する。併せて、学校・地域・関係機関と適切な相談・援助を進めることにより、青少年等の健全育成を図ることを目的とする。

＜周知方法＞ ・学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引きを配布する。
・学校訪問時に説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・ 豊田市青少年相談センター内での研修（月1回程度）
- ・ 他機関主催の研修会へ参加（一人年1回程度）

（3）研修内容

- ・ センター内での研修（SSW、臨床心理士等相談部職員 対象 随時）
「電話相談研修」（全4回）
講師 大学教授（SSWスーパーバイザー）、心理相談員
「バルクとよた公開セミナー」（青少年相談センター主催 一般市民向け研修 年8回）
講師 大学教授 弁護士 児童精神科医 県警生活安全課 等
内容 発達障がい、不登校、子育て、いじめ問題、虐待、ネット犯罪 等
- ・ 他機関主催の研修会（SSWのみ参加）
日本福祉大学「スクールソーシャルワーカー実習事前研修会」「実習報告会」参加
- ・ 愛知県「多文化共生ソーシャルワーカーフォローアップ研修」パネリストとして参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 愛知県SSW実践研究会「SSW実践研究会および準備会」

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・ 青少年相談センターに週1回勤務している少年非行相談員（臨床心理士の資格を持つ大学教授）をSVとしている。

○活用方法

- ・ 少年非行相談員の勤務日に合わせて、事例検討会や情報交換会を開いて助言や指導を受けたり、3名のSSWが個別で相談をしたりしている。

（6）課題

- ・ 少年非行相談員をSVとしているものの、スクールソーシャルワークに関する専門家による指導の機会は欲しい。勤務時間内に研修を受ける機会については、研修会に参加したり講師を招いて所内で研修を行ったりするための費用や時間を確保する必要があると感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】問題行動が目立つ児童のための活用事例

「学級での活動に参加できず、友達とのトラブルも多い子がいる。どうすれば現状を改善できるか」と、小学校から当センターに相談があった。スクールソーシャルワーカーが学校訪問し、担任および児童の様子をよく知っている学年主任から状況を聞き取った。当該児童（低学年男子A）は、「授業中教室を抜け出して保健室に行くことも多い」とのことだったため、再度学校訪問して、養護教諭と心の相談員、スクールカウンセラーなど、この児童に関わる関係者から情報収集をした。次に母親と連絡を取り、スクールソーシャルワーカーが面接を行った。母親は精神科に通院しており、体調のすぐれないときが多い。しかし、父親は多忙のため、育児や家事にほとんど関わることができていない。心身ともに不安定な状態の母親に負担が大きくなっている様子がうかがえた。スクールソーシャルワーカーは、当該児童の情緒の安定を図るには、母親の負担軽減と、深刻な家庭環境の中で育つ児童本人の状況について、教員の理解が必要であると判断した。そこで、母親へは家事ヘルパーの利用を勧めるとともに、学校では、本人の置かれている状況を共通理解し、どう対応していくかを共有していくための「ケース会議」を数回に渡って行った。本人の置かれた状況を共通理解した上で、家庭環境の変化を確認しつつ児童本人の思いをじっくり聞く教員、行動について指導する教員など、関係する教員がそれぞれの役割を理解して動いたことで、本人の問題行動が減少していった。

【事例2】不登校のための活用事例

「中学2年の男子生徒Bは、後期に入ってから欠席が続くようになった。本人、保護者が当センター内の適応指導教室入室を希望している」と、学校から連絡があった。スクールソーシャルワーカーは、担当指導主事と学校を訪問し、本人、保護者の様子と意向、学校の対応について情報収集をした。次に、保護者と連絡を取り、生徒本人とともに見学、面接の日程調整を行った。保護者は早急に入室を希望していたが、本人は入室に対して気が進まない様子であった。面接の際、本人が精神科に通院し、服薬治療していることを保護者が話したので、当センター非常勤の児童精神相談員（児童精神科医）との面接も行った。本人に無理のないやり方という助言をもとに、母親と相談をした結果、週に1回の適応指導教室での学習支援から開始することとなった。スクールソーシャルワーカーが学校に出向き、センターで実施する支援の内容を説明するとともに、担任による家庭訪問の様子を聞き取り、今後も情報交換をしていく旨を伝えた。週に1回の学習支援に安定して来られるようになると、本人から「もっと通室回数を増やしたい」との希望が出たため、再びスクールソーシャルワーカーと担当指導主事が学校を訪問し、情報交換の中で、日数を無理のない範囲で増やしていく方針を学校と共有した。当該生徒は、精神的な負担を感じず、少しずつ通室できる日数が増えていった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

＜支援実績＞

- ・研修、講演活動 25回
- ・訪問活動 552回（学校訪問282回 家庭訪問92回 関係機関178回）
- ・ケース会議 160回（教職員127回 関係機関33回）
- ・継続支援件数183件中 問題が解決27件（14.7%）、好転52件（28.4%）

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの認知度は、年々少しずつ上がってはいる。しかし、スクールソーシャルワーカー活用の成果があった学校であっても、教育相談担当や特別支援教育コーディネーター、管理職に変更があるたび、一から連携し直す場合も少なくない。現在、各学校では、いじめ、不登校、特別支援教育に関する校内支援体制をそれぞれ構築し、その体制を機能させようと努力している。だが、スクールソーシャルワーカー活用の成果が組織体制の構築にまでは反映されていないと感じる。スクールソーシャルワーカーを活用することが、児童生徒に対する効果的な支援につながるよう、さらに啓発をしていきたい。

高槻市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

高槻市立小学校にスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを派遣することで、児童の学習活動の充実や家庭の教育力向上を支援すること。

（２）配置計画上の工夫

高槻市立の４１小学校全校に配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：各校に１名ずつ、全２１名（複数校勤務も）
- ・資格：社会福祉士の免許を有し、小中学校での相談活動等の経験がある者、若しくは、それに準じると教育長が判断した者
- ・勤務形態：有償ボランティアとし、活動に対して報奨金を支払う

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

配置要綱や実施要領、ポンチ図を作成し、４月に学校のスクールソーシャルワーカー担当者を対象に説明会を開いている。（活動の内容や服務、手続きや実施回数など）

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

市内小学校に配置されているスクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

年間１０回（ほぼ毎月）

（３）研修内容

- ・活動における事例研究
- ・高槻市教育センター不登校児童生徒適応指導教室研究員との交流
- ・高槻市が中学校に配置している不登校支援員との交流。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ケースの事例検討
- ・適応指導教室のスタッフとの交流

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置をしている
- ・活用方法
困難な事例に対してのスーパーバイズや研修会での指導助言

（６）課題

- ・研修の時間も活動時間に入れているので、学校に配置される時間が減ること。
- ・研修内容の充実（事例検討が多くなったが、専門的知識を充実させる研修の企画）

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（③）

前年度より不登校状態があり、年度前半のＳＳＷの出勤日は母子ともに来校を促し、定期的な登校が可能になった。スクールカウンセラーとの連携を行い情報の共有と支援の役割分担を図り、スクールソーシャルワーカーは情報提供を中心に母と面談し家庭状況の把握を行った。夏休み以降は子育て支援センターとの接点を作った。

【事例２】児童虐待、暴力行為等のための活用事例（④⑤⑥）

配置前から校内だけでなく、民生委員や近隣住人にも「課題のある家庭」と認識されていたケース。学年が上がるにつれて、家出や校外への逃走、器物破損や万引きへと問題行動がエスカレートしていた。ケース会議をもち、エコマップやジェノグラム等を活用。さらに、情報収集した結果、背景として「母親による虐待」の恐れが浮上する。本人の問題行動は「被虐待児の愛着障がい」によるものであることが「共通認識」として共有できたことから、支援の方向性（通告をすることで児童を保護する）が明確になった。

管理職とともに通告し、「要保護児童対策協議会」にあげ、関連機関との連携をして支援することが可能になった。その後、本児は一時保護となったが、保護中も担任や校長が面会等で「学校とのつながり」を維持した。保護解除直前には、スクールソーシャルワーカーも校長に同行し、子ども家庭センターと今後の連携を確認した。同時に母親支援として、生活福祉課とも連携し、学校、子育て支援センター、子ども家庭センター、生活福祉課４者でケース会議をもった。

現在は親子関係は良好。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成２３年度１０月から市内全小学校にＳＳＷを配置。事業開始３年が経過し、学校のＳＳＷに対する理解が進み、積極的に活用されるケースが増えてきた。
- ・平成２５年度から市内４１全小学校にコーディネーターとしての担当者をおいたことにより、ＳＳＷに学校の情報が入るなど、活用が定着してきた。
- ・４,０１２人に支援をし、１,０９２回の教職員とのケース会議、７３回関係機関とのケース会議に関わるなど、活用が増えてきた。
- ・小学校の不登校の件数のうち６１％にＳＳＷが関わり、さらにそのうちの７１％の児童については、改善、または改善の兆しが見られた。

（２）今後の課題

- ・学校によって活用状況に差がある（学校がどう活用していいかわからない）ので、学校との連携方法など学校、ＳＳＷに対しての啓発が必要。
- ・ＳＳＷによって活動内容にばらつきがあるため、ＳＳＷの活動について一定整理をする必要がある。
- ・社会福祉士の資格など、福祉の専門知識と、市の取組みなどの知識を併せ持った人材確保の難しさ。

東大阪市教育局

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題行動の低年齢化や虐待などの家庭環境の課題が問題となっており、SSWを拠点校の小学校に継続的に配置し、必要に応じて関係機関と連携・調整を進めながら、環境の改善を図る。また、教職員と協働することで、チーム支援を構築し、ソーシャルワークのスキルアップを図る。

（2）配置計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成25年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校4校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・3名

「資格」

- ・社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士及びそれに準ずると認められる者）で、過去に小中学校において相談・援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

「勤務形態」

拠点型と派遣型の活用を行い、拠点活用としては4小学校の拠点校で、週1回勤務（年35回×4校＝140回の活用）。派遣活用は市教委が学校からの依頼を受けてSSWを派遣。1回3時間勤務を基本とし、年間140回（連絡会・研修会等含む）の活用。（※計6時間×210回）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「SSWは『こどもの利益』を最優先にした、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」という方針を校園長会や各種連絡会で周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・大阪府のSSW連絡会に参加。
- ・東大阪市としてSSW連絡会を開催。

（2）研修回数（頻度）

- ・月1回程度、市SSW連絡会を開催。

（3）研修内容

- ・拠点校活動においての情報交流や事例検討。（SVによる研修）
- ・関係機関との連携。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携において、子ども家庭センター（府）・家庭児童相談室（市）・保健センター・少年サポートセンター・市社会福祉協議会等へ出向き、交流を持つことで顔の見える関係を築き、戦略的なアプローチが可能となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置　・3名のSV体制。（弁護士1名、大阪府チーフSSW2名）
- ・活用方法　・月1回程度SV会議の実施。SSW連絡会での研修の実施。

（6）課題

- ・週1日配置の拠点校では、中学校区ブロック学校園での活用が十分にできない。
- ・現在の派遣回数では、各学校園のニーズに対して継続した派遣が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校における児童支援のための活用事例（③）

〔小学校6年生Aについて〕

5月の中旬より学校に来にくくなる。理由は特に見当たらず、保護者が尋ねても何も言わない状況が続く。

保護者に話を聞くと、登校させることに困難さと疲労を募らせている様子だった。

担任による電話連絡や家庭訪問などを続けたが、改善が見込めないためSSWへの相談に至った。

SSWが関わることで、彼の特徴を知ることがを目的とし教育相談を受けるために、教育センターにつながることができた。

また、学校が本人や保護者にできる支援内容を整理し、SSW自身も家庭訪問や保護者との面談を継続し経過をみていった。

以降、修学旅行に参加することができ、卒業に至るまで、継続的で効果的な支援をすることができた。

【事例2】虐待事象における児童支援のための活用事例（④）

〔小学校6年生Bについて〕

8月に義父からの虐待で子ども家庭センターに一時保護され、9月末まで学校を離れる。保護されている期間は、管理職・担任が保護者と関わる。

9月よりSSWと保護者の面談開始。（以降2週間に1回の面談を継続）

10月に、一時保護が解除され学校復帰。担任や学年の教師で本人と関わり登校支援。

（この児童は1年から4年生まで毎年30日以上欠席があった。5年生から6年生7月までは改善されていたが、学校を離れたことで不登校になることも危惧された。）

SSWが関わり学校・家庭・子ども家庭センターとの連携をはかることで、3月の卒業にいたるまで、生活に安定がみられた。

また、SSWがパイプ役となり、中学校とスムーズな引き継ぎをすることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW参加のケース会議の有効性が広く認知されて、学校からのケース会議や事例研修などへのSSW派遣要請が多くなっている。
- ・ケース会議へSSWを派遣したのはH23年度67回→H24年度81回→H25年度100回（拠点校除く）と増加している。実際には、派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、派遣できなかったケースも多くあり、ニーズはさらに高まってきている状況である。
- ・拠点校活用については、隔週の配置から週1日の配置にすることで、SSWが主体的に行動することができ、教職員や関係機関と信頼関係を築き、円滑な機関連携につながった。

（2）今後の課題

- ・子どもたちを取りまく環境の変化、子どもが抱える課題が多様化・複雑化することで、「いじめ」「問題行動」の低年齢化や「虐待」などの家庭環境の問題が大きな課題となっており、福祉的視点をもったSSW配置のニーズが非常に高まっているが、現行の派遣回数では、依頼があっても「1カ月待ち」や調整ができずに「見送り」となる場合が起きている。
- ・週1日配置の拠点校だけでは時間が足りなくなる状況であり、中学校区ブロック学校園での活用が十分できない。
- ・SSWの資質向上や支援体制充実のためのSV体制等の充実。

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー等を学校に派遣する。

（2）配置計画上の工夫

- ・市内4中学校区をモデル校区とし、小学校8校に各校年間60時間配置した。次年度以降の効果的な配置や活用方法について検討した。
- ・配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：2名のスクールソーシャルワーカーと1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・資格：社会福祉士を基本としている。
- ・勤務形態：年間総活動時数は840時間。事案に対する派遣が300時間、配置に480時間（1校あたり1日6時間×10回）、スーパーバイザー年間60時間。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教職員の福祉的視点の向上と福祉的手法のスキルアップ、または小・小連携、小・中連携をめざす研修会・講演会を行う。
- ・家庭への支援を含め、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る必要がある児童生徒のケース会議に参加し、その事案の対応について整理するとともに助言を行う。
- ・その他、教育委員会との協議において必要と認めるものについて活動を行う。
- ・事業実施要領及び派遣要領にスクールソーシャルワーカーが行う職務内容を示し、校長会議や研修会等で周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

- ・おおよそ月に1回

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによるレクチャ
- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、配置校（モデル校）での実践交流、事例検討
- ・市教育センターの教育相談員（臨床心理士）等との情報交流会
- ・配置校校長より …校内組織の改善について
- ・平成25年度配置・派遣校校長アンケートのまとめ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、配置校（モデル校）での実践交流、事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 あり
- ・活用方法
 - ・管理職、スクールソーシャルワーカーへのレクチャ
 - ・実践交流、事例検討におけるスーパーバイズ

（6）課題

平成25年度よりスクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになった。市長部局、他機関連携などの方法の研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上に保つための研修の仕組みを整えていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（③④）

小学生女兒の事例。母子家庭であるが、母は交友等で帰宅しないことが多く、実質は祖父母が児童を養育している。児童が不登校傾向となり、学校より派遣の要請があった。スクールソーシャルワーカーは祖母がキーパーソンと考え、祖母の話を根気よく聞き、少しずつ信頼を高めていくことができた。また、保護者の相談を行うと同時に、担任がこの課題を一人で抱えてしまわない学校体制づくりを構築することが必要であると考えた。そこで、保護者とともにケース会議を定期的に行うことにした。ケース会議の際にスクールソーシャルワーカーが意識したことは①担任を支えること②保護者（祖母）の思いや考えを大切にすること③会議の目的を明確化し具体的な支援を行うことである。

6月からおよそ月1回のケース会議を行い、少しずつ状況が改善されていった。本児の家庭の状況を分析し、母子関係が大きな要因であると考えた。本児は母の言動に動じやすく、その心の揺れが不登校傾向に影響を与えていたと思われる。祖母に対して、母が本児と接する際の場の設定等の助言を行うとともに、励まし続けた。

一方で、学校での支援体制は、担任、養護教諭、校長等、それぞれが行っていたが、ケース会議で役割分担を明確にしたり、児童や家庭への関わり方を共通認識したりすることで、チームとして機能した。

3学期のはじめ、児童の状況の改善が著しいため、継続会議の必要性はなくなり終結した。

【事例2】学校体制支援のための活用事例（①③）

A小学校は市内でも貧困課題、不登校課題が大きい地域にある。学校は不登校児童の早期発見・早期対応の必要性を感じ、状況把握と対応検討を行う校内組織を立ち上げた。教師集団の危機感や問題意識は高いが、対応すべき事案が多く、チーム支援を効果的・効率的には行えていない側面があった。

スクールソーシャルワーカーを配置することにより、スクールソーシャルワーカーが校内組織の補助的な役割を果たす一員と位置づけられた。校内組織はスクールソーシャルワーカーの助言により、対応の緊急性等を考えて、チーム支援の重点や優先的に対応する事案を検討する等、的を絞りながら対応していくようになった。また、多くの教師がスクールソーシャルワーカーの福祉的視点や手法を学びとり、対応した事案の見守りを行いながら、適切なアセスメントやプランニングを行えるようになってきている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・長期欠席児童生徒数の出現率の減少

平成25年度のスクールソーシャルワーカー配置校（8校）の長期欠席児童生徒の出現率の平均は、1.35%であり、前年度と比較して0.38%向上した。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの仕事内容の認知が進むにつれ、特に小学校でのニーズは高まってきている。総派遣時間数は毎年増加させているものの、派遣を要望する事案の増加に十分に対応しきれず、緊急的な派遣の要請が学校からあっても、スクールソーシャルワーカーとの日程調整が難しく、しばらくの間、待たせてしまうことがあった。
- ・校内での指導体制づくりを目標に、配置校を拡充しているところである。しかし、各学校がスクールソーシャルワーカーの活用方法を十分に認識できていないことがあり、効果的に運用されていないことがある。スクールソーシャルワーカーへの研修を行うと同時に、スクールソーシャルワーカー活用について、管理職、担当者等にも研修を行っていく必要がある。

尼崎市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

就学後の子どもが抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもを早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場の指導に加え、福祉現場からの視点を導入することで要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

（2）配置計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とし活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー） 3名

（資格） 社会福祉士、精神保健福祉士

（勤務形態） 年間156日 1日6時間勤務（一月当たり平均13日、一週当たり概ね3日勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、校長会での説明や通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、福祉事務所、教育委員会、こども青少年局関係職員、学校教職員他

（2）研修回数（頻度） SSW研修会 5回

（3）研修内容

6月5日 支援を求めない人にどうアプローチができるか

12月2日 いじめ問題に対して学校が押さえておくポイントは何か～弁護士の視点から（教員参加）

12月20日 ケース会議の進め方～グループワークを通じて（教員参加）

1月10日 保護者からの要望・クレームへの対応と協力体制づくり（教員参加）

2月13日 子どものアセスメント力を高める視点（教員参加）

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記うち4回については、スクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・SVの設置 有り

・活用方法 福祉・教育連携体制SV調整会議を実施し、SVから事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰る事例やワーカーに対する研修等で助言指導を受けている。

（6）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定、研修日程の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（③）

小学校の時から不登校で、中学校でも一度も登校したことのない中3女子生徒。本人の人見知りが強く、担任とは1度会っただけで、その後担任が何度家庭訪問をしても会う事ができなかった。ワーカーが定期的に家庭訪問する中で本人、保護者らと話しができるようになり、校長・担任がワーカーと一緒に家庭訪問をする中で本人と会う事ができるようになった。保護者自身も不登校経験者であり、本人、保護者とも学校への拒否感が強かったが、担任とワーカーが家庭訪問して卒業写真を撮影したり、校長面談をするなど卒業に向けての働きかけを継続する中で、母親から本人の将来について心配しているとの相談があり、母親と相談のうえ、教育相談に通うこと、発達検査を受け、療育手帳を取得するなど、具体的な動きがでてきた。

【事例2】問題行動対応のための活用事例（⑥）

父、母、中2女子の3人世帯。学校で自分に対する誹謗中傷の手紙や落書きを自作自演し教員に訴えたり、トイレでの小火、授業のエスケープなど問題行動が他にも見られた。学校から保護者へ連絡するが、学校での指導、対応に問題があるのではないかと対立的な関係になってしまっていた。そのような現状からケース会議を実施した。本人や家庭に対するアセスメントを複数の教員と丁寧に話し合い、本人の居場所のなさ、低い自己肯定感、母子関係の難しさ、母の負担感や不安に焦点を当てた支援策を検討し実施した。校内でのチーム体制が構築され、本人への肯定的な声かけや、母へ本人の良いことを連絡したり、母と定期的に面談を実施した。こうした支援を通じて本人は安定していき、問題行動が収まった。母は育児についての困り感を学校に吐露できるようになり、学校と家庭は本人の成長のためのサポートチームであると実感してもらえるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要となる場合もある。制度理解のうえ活用した学校からは、活動要請が増えており、制度に対する学校現場の評価は高まっている。

- ・活動学校数 小学校 14校 相談ケース数70件
(内訳:配置校 1校 32件 派遣校 13校 38件)
- 中学校 6校 相談ケース数57件
(内訳:配置校 2校 51件 派遣校 4校 6件)
- ・校内ケース会議 189回 ・連携ケース会議 42回 ・他機関との連携活動 362回

（2）今後の課題

現行3人体制では、学校現場で現に起こっている問題に力点を置いた取組とならざるを得ず、支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出すことはできない。そのため、初期対応や学校の対応力の向上等という事業本来の成果を出すとともに、全校に活動を広げていくためには、ワーカーの配置人数が不足しており、社会保障審議会児童専門分科会からも、体制充実の検討が必要との評価を受けている。平成26年度からはワーカーを6人に増員し、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めていく。

西宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、スクールソーシャルワーカーを学校園に派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

学校問題解決支援チームの一員とし、学校長の要請によって教育委員会が学校に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2人（1人は国庫補助1/3と市費負担で学校保健安全課に配置。1人は全額市費負担で特別支援教育課に配置）
- ・資格 社会福祉士2人
- ・勤務形態 週4日30時間勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校保健安全課のSSWは、SSW活用事業実施要領に基づき、また特別支援教育課のSSWは、西宮市教育相談員派遣事業実施要綱に基づき活動を行った。学校園長会や生徒指導担当者会で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW2名

（2）研修回数（頻度）

- ・2人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・精神保健福祉士の資格を持つスーパーバイザーより、年に5回のスーパーバイズを受けた。

（3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応や学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、いじめ、体罰、学校事故への対応等について講話をしていただいた。すべてが喫緊の課題であり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

特別支援教育課にスーパーバイザーを設置し、教育相談員（SC7名とSSW1名）に対して年に5回のスーパーバイズを行った。学校保健安全課のSSWもそのスーパーバイズを受け、研修に努めた。

（6）課題

- ・SCの資質向上を目的としたスーパーバイズが多いため、SSW向けのスーパーバイズをより充実させること。
- ・生徒指導担当者会をはじめとする研修会に積極的に参加し、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図るとともに、自身の研修に努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①、③）

（中学校男子生徒）

小学生の頃、家庭事情により、母に引き取られた。母の仕事は時間が不規則で、母が朝に家になくと起きられず欠席する日もあったが、何とか登校していた。しかし、母の仕事が忙しく、母のみ職場の近くに引越した。そのため、父が本児宅で面倒を見ることになったが、父の仕事は出張が多くなかなか帰ってこられない。父は近くに住む祖母らに自分がいない間の面倒を依頼したが、継続して来てもらえない状況があり、ほぼ本児一人の生活となってしまったため、不登校になった。

学校は不登校の要因が家庭環境にあると考え、SSWに相談が入った。SSWは学校からの情報を基に、市の福祉関係課と打ち合わせをした。

後日、学校、福祉関係課、SSWと父との面談を行い、本児の登校支援のための送り出しボランティアの紹介や、父の頑張りを認めつつ、祖父母の協力を得るよう助言をした。

その後、祖父母宅で同居が決まり、大人の眼がある所での生活ができるようになった。そして、2ヶ月後、本児の引き取りが決定した。現在、別室ではあるが、登校できるようになっている。

【事例2】不登校で行動が気になる児童のための活用事例（①、③、⑤、⑥）

（小学校男子児童）

不登校で、特に母に対して暴言、暴力があり、母が本児を診てもらうため病院の予約を取ったが、母は持病があるので、その日に病院にSSWが付き添ってほしいと学校から派遣要請があった。

学校を訪問し、まずこの家庭についての聞き取りを管理職、担任から行った。

母は持病があり不安定であり、父は出張が多く家にあまり帰って来られず、子育てにはほとんど関われない。本児は母に登校を促されると機嫌を悪くし、暴言を吐き、物を投げる。そうすると母は手がつけれなくなり、本児を放ったらかしそのまま仕事に出かけてしまう。学校は母が落ち着くまでは登校刺激をしないことを母と共通理解をした。

通院日、医師と話したことで、本児はすっきりした顔で診察室から出てきた。その後、担任と一緒に医師から様子を伺った。通院が続けられるようなら検査や薬で様子を見ていくこともできる。まずは経過観察。本児は愛着障害とのこと。その後、月に1回、計3回通院をした。検査や服薬等はしなかったが、本児自身、医師と話をして気分が良いと言い、母も本児が暴れることが減ったと言う。

本児を病院に連れて行けたことから、母の困り感が経済面の不安に変化した。福祉関係課に情報提供し、打ち合わせをした。

後日、福祉関係課の出張相談に両親を連れて行った。数日後、生活保護を受給できることとなった。母の不安要素が1つずつ減っていったことで、本児を学校へ連れていくことができるようになり、不登校が解消された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校保健安全課のSSWの派遣校数は小学校が17校、中学校が5校、特別支援教育課のSSWの相談件数は小学校が23校、中学校11校だった。制度を理解した上でSSWを活用した学校からは派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの経験の豊かさが充実した支援につながることから、研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの認知度は高まりつつあるが、その役割の周知についてはまだまだ浸透していない。そのため、今後、その機能や役割について理解を深めるための取り組みが必要である。

和歌山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

（2）配置計画上の工夫

市内各校の実情を踏まえ、特に課題の多い校区、学校を選定し配置。その他の学校においては校長の要請に応じて派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数2名（資格：社会福祉士2名）

勤務形態：巡回型 1名（小学校2校 その他派遣 年60回 1回6時間）

巡回型 1名（小学校3校 中学校1校 その他派遣 年60回 1回6時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワーカーの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

和歌山市スクールソーシャルワーカー2名及び担当指導主事（県の研修会に参加）

（2）研修回数（頻度）

県主催の研修に参加

- ・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修（1回）
- ・県内3地域別研修（2回）
- ・県内スクールカウンセラーとの合同研修（1回）

（3）研修内容

- ・効果的なスクールソーシャルワーカー活動やケース会議の持ち方について（県SV講師）
- ・県内SSWで各々の取組を交流し合う。また、模擬事例を用いてグループアセスメントを行う。
- ・いじめ問題や問題行動に対する組織的な取組の仕方について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・「いじめ対策推進事業に係る取組」について県から講義を受け、「問題行動に対する組織的な取組」についてグループで討議できたことにより、スクールソーシャルワーク的な視点から問題を組織的に解決していくことの大切さを再確認できた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 市独自のSVは設置していない
- ・活用方法 県の研修会に参加する

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、研修会に参加したり、SVを受ける機会を増やせるよう工夫する。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境による不登校児のための活用事例（①③⑥）

○問題の概要等

小4男子、複雑な家庭環境の影響で、生活習慣が身につけていない。また学習面も課題があり、登校、学習意欲が低下している。自分の好きな授業や行事は参加することもある。父母の養育意識が低く、子どもが自ら登校しようとしないと無理という考えを持っている。父母ともに精神的な不安定さがあり、生活保護受給しているが、学校の諸費は滞納。家庭による登校支援は難しいため、担任が毎朝電話や家庭訪問で登校を促している。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

- ・管理職、担任、SCとの校内ケース会議にて登校支援と保護者の養育態度の改善、生活環境の改善等について検討
- ・担任による電話連絡や家庭訪問の継続と登校意欲につながるような授業の工夫を試みることを助言
- ・教育的ネグレクトと考えられるので、児童相談所、市福祉課への相談・連絡し連携
- ・生活保護課と情報共有し、家庭への生活改善指導
- ・民生委員の家庭見守りを要請
- ・学校から関係機関への相談・連絡と民生委員との調整
- ・福祉機関との調整

以上、役割分担を行い実施した。

○経過、改善状況

生活保護課ワーカーにより生活改善への助言等を行うが、改善はみられない。子どもの登校の話をする、行かせていないのではなく行かせたいと思っているのに、本人が行きたがらないとの返事。

児童相談所と市福祉課、管理職が家庭訪問し、支援機関や支援者、学校とともに子どものための支援を考えていこうと父母にアプローチした。

これまで家庭と学校、福祉関係とのつながりが薄かったが、この訪問をきっかけに、児童相談所、市福祉課の家庭訪問が継続され、学校との情報共有が図れている。

本児の安定した登校はできていないが、登校すれば学習意欲も見られ、行事も楽しく参加できている。

【事例2】家庭環境による不登校児のための活用事例（①③⑥）

○問題の概要等

小6（男子）、小4（女子）、年中園児（男子）のいる母子家庭。前年度より遅刻、無断欠席が多い。家庭も掃除はされておらず、ごみ屋敷状態。理由は、母の養育能力の低さ（ネグレクト）である。ほぼ毎朝、管理職が自宅まで迎えに行き、給食時間に間に合うように登校させている状態であり、この状態を改善する何かよい方法はないかとSSWに相談があった。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

関係機関の調整を図り、校内ケース会議で今後の支援方針を検討した。生活リズムの改善、学校に行きやすい環境づくりという視点から、家庭の大掃除を行った。また、何らかの福祉サービスを受けることはできないのかも検討した。

○経過、改善状況

一時保護後、児童相談所による家庭訪問が継続されている。母親は、療育手帳を習得し、現在、週2回ホームヘルパーの利用をしている。子どもたちは、遅刻も減り、無断欠席もなくなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校においてコーディネーターとして校内支援体制づくりを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした手法を学ぶことで、自らの支援のあり方に取り入れる機会となっている。
- ・関係諸機関との連携を図りつつ支援を行うことで家庭環境の改善につながっている。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方についての更なる周知、啓発
- ・スクールソーシャルワーカー、学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討
- ・スクールソーシャルワーカーの任用時間の増加
- ・SVを雇用する費用の確保

下関市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（２）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・８名

資 格・・・社会福祉士３名、精神保健福祉士３名、教員免許１名
長期相談業務等に従事した者１名

勤務形態・・・学校長からの派遣要請に応じて勤務
年間４００時間、２００回程度

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校、児童相談所、市福祉部に配付した。また、課題の多い学校に対しては、指導主事が出向いて説明した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・ 月に１回（２時間程度）

（３）研修内容

- ・ ケースの検討会

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ ケースの検討会の中で、個々のケースに応じた多様なかわり方や関係機関への連携の図り方についての意見交換

（５）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーが別の仕事を持っているため、全員が参加できる日程調整が難しい。
夕方以降の遅い時間に設定せざるを得ない状況である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（②）

中2のA子は、「同級生からいじめにあうので学校に行けない」という理由で、1年生の6月から完全不登校になる。担任やSCが訪問しても、部屋から出てこない、学校のことを話すと母親に対して暴力的になる等の状況が続いたことから、学校の要請に応じSSWを派遣した。ケース会議において、学校、市教委、SSW、民生委員と情報を共有し、不登校の背景にある家庭内の人間関係や経済状況について支援を行うこととした。

借家から祖父宅に引っ越しした際の荷物の片付けや家賃の滞納があるため、SSWと民生委員とで、父母の口論の一つである引っ越し支援を完了させた。また、経済的に苦しい状況が、母親の精神不安定の一要因と考えられるため、就学援助及び生活保護の申請、祖父の介護認定の手続き、父親の就労支援等、福祉につなぐ支援を行った。

また、いじめについては学校がきちんと対応していることを、学校以外の立場から保護者に説明を行い、理解を得ることができた。A子は未だに登校できていないが、母親との面談を継続したことで、学校だけでなくSSWや民生委員が家庭に関わることができるようになり、家庭内の様々な課題について、可能なところから一つ一つ解決することができた。

【事例2】その他の活用事例（⑥）

小5のB男は不登校で、4年生の時に本市C小学校からD小学校に転校した。D小学校では、近隣の同級生宅に遊びに行き、ゲーム機本体やカセット等を盗って隠していることが発覚する。学校、市教委、警察、SSWとでケース会議を開き、盗癖以外に深夜徘徊、授業への集中力等の課題もあることから、SSWが母親と会い、母親とB男を支援することで了解を得た。

また、二人の姉とB男が離婚した父親と会い、金品をもらっているようだが、そのことについて母親は詳しいことを知らず、母親が孤立傾向にあることが判明する。そこで、児童相談所につなぎ母親の相談及びB男の心理判定等について確認するとともに、市のこども家庭課とも連携し、支援について調整を行った。

児童相談所、警察、主任児童委員、児童養護施設等の社会的資源を活用することで、母親が周囲から見守られているという安心感から、明るさを取り戻し、家庭環境も整備された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成25年度は、小学校10校、中学校10校に対して188回、355時間の派遣を行った。31のケースに対して55%が問題の解消または好転につながった。また、好転した学校からは、他のケースに関する新たな要請を受ける場合も多く、同じ学校で複数のケースを扱う割合が高くなっている。

（2）今後の課題

- 人材バンクに登録しているスクールソーシャルワーカーが、別の仕事を持っているため、ケース会議を遅い時間に開催するか、スクールソーシャルワーカーが自分の仕事を休んでケース会議に出席している。年度末の時期には、派遣が困難になったケースもあった。今後は、人材バンクの登録人数を増やすとともに、専門職として雇用していくことも視野に入れていく必要がある。そのための財源の確保が重要である。
- スクールソーシャルワーカーとしての経験の量が支援の充実に不可欠であることから、今後も研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。

高松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーの社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（2）配置計画上の工夫

高松市教育委員会学校教育課が指定した全中学校にスクールソーシャルワーカーを配置している。また、中学校区の小学校からスクールソーシャルワーカーの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているスクールソーシャルワーカーを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 8名

〔資格〕 社会福祉士等の資格を持つ者で、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育又は福祉の分野において活動経験の実績等がある者

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

社会福祉等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを全中学校に配置し、専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。

スクールソーシャルワーカーは、配置された中学校では、生徒及び保護者への支援、教職員から求められる内容に応じ、教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、派遣された小学校では、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。

これらについて、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：高松市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数：月に1回（年間12回）

（3）研修内容：活動状況の報告、具体的な事例に基づく研究協議、情報交換、事務連絡

（4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。高松市では、毎年スクールソーシャルワーカーの退職に伴う新規採用者が数名おり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っていても、学校現場での勤務は未経験の状態である。スクールソーシャルワーカーとしての心構えや、教職員とのコミュニケーションの工夫、問題行動等の課題を抱える子どもや保護者との関わりでうまくいった事例や、課題の残った事例などを共有することで、スクールソーシャルワーカーとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

指導主事による指導と講話や、スクールソーシャルワーカー同士のグループ研修を積み重ねているが、ほぼ同じ形式の研修となっているので、研修プログラムをさらに工夫したい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校傾向の生徒に登校を促すための活用事例（③）

生徒Aは不登校傾向であったが、ネグレクトの疑いがあるケースであったため、スクールソーシャルワーカーが、本市が設置するこども女性相談室（市長部局内）に相談した。こども女性相談室も家庭訪問を行い、定期的な訪問でAとその保護者の見守りをしていき、学校とこども女性相談室が連携して関わりを持つこととなった。

スクールソーシャルワーカーと担任が家庭訪問をしたとき、迎えがあれば学校の相談室に行くことができるという本人の思いを聞いた。そこで、担任やスクールソーシャルワーカーが迎えに行くこととしたところ、登校できるようになってきた。担任やスクールソーシャルワーカーが何回か迎えに行くことを繰り返し、学校の相談室で他の生徒との関係づくりを行った結果、Aが自分で登校するようになった。

スクールソーシャルワーカーが、生徒の思いや行動を認め、担任、学校の相談室担当、また、本市のこども女性相談室と連携を図ることで、Aがやる気になって、相談室への登校が可能となったと考えられる事例である。

【事例2】教室に入れない生徒の心の安定を図るための活用事例（⑥）

生徒Bは精神的に不安定であり、学級に入ることができなかった。そこで、スクールソーシャルワーカーが教室以外の別室や保健室でBと関わり、教員やスクールカウンセラーと連携して、役割分担をしながら支援を行った。

スクールソーシャルワーカーは、Bの思いを聞きながら、心身面の支援を行うために、Bやその保護者に対し、医療機関や福祉サービスの事業所を紹介した。そのとき、スクールソーシャルワーカーは、Bや保護者と同行し、Bの思いを代弁したり、学校の様子を伝えたりするなどの支援を行った。

そのような中、Bは、一時的ではあるが、教室に入室することができた。

スクールソーシャルワーカーが本人と保護者の代弁者として、必要と考えられる関係機関とつながることで、少しずつ好転したと考えられる事例である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが関わる「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」のうち「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の件数の全体に占める割合が、平成24年度は37.3%であったが、平成25年度は38.7%であり、スクールソーシャルワーカーによって、児童生徒の問題が解決に向かっている状況が窺われる。

また、スクールソーシャルワーカーが扱ったケース会議の件数も増加していることから、学校のスクールソーシャルワーカーの活用頻度が多くなっている状況が窺われる。

（2）今後の課題

本市では、現在スクールソーシャルワーカーの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。

- ・新規採用スクールソーシャルワーカーの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制
- ・スクールソーシャルワーカーを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

久留米市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを、要請に応じて学校に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりすることで、課題の解決や改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー2名（非常勤職員）と社会福祉士資格を有する久留米市職員1名を久留米市教育委員会に常駐させている。派遣型方式を採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：3名（1名は常勤、2名は非常勤）
- 資格：社会福祉士2名、精神保健福祉士1名
- 勤務形態：常勤（8:30～17:15）および非常勤（9:00～17:00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会、学年主任研修会、不登校児童生徒に関する研修会、いじめ対応研修会等においてスクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い事業の周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー2名、久留米市職員1名

（2）研修回数（頻度）

スーパーバイズ：年4回、1回2時間

久留米市福祉・心理系職員研修：年4回、1回2時間程度

（3）研修内容

- ・社会福祉学科教授にスーパーバイザーとして参加してもらい、各ケースについてスーパーバイズを受けた。
- ・市役所の他部署に配置されている社会福祉士、精神保健福祉士との研修・情報交換を行い、他部署の役割についての理解を深めたり、事例検討を行ったりした。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイズには、教育委員会より指導主事等も参加し、スクールソーシャルワーカーの活動状況やケースの把握を行うことができた。学校からの依頼で不登校児童生徒の家庭訪問を行っているものの、本人にも保護者にも会えないケースや、ネグレクトが疑われる不登校児童生徒のケース、義務教育課程が終わった後のつなぎ先などについて、SSWが行う家庭訪問の位置づけをはじめとした様々な助言をいただいた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：有
- ・活用方法：定期的に連絡会を行い、スーパーバイズを受ける。

（6）課題

スーパーバイズにあげるケースについての選定や、何についてのスーパーバイズを受けたいのかを明確にした上での資料づくりなどに課題が残っている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害等に関する問題解決のための活用事例（⑥）

小6男児。年下の子どもやクラスメイトへの暴言、暴力的な行動が課題としてあげられていたが、SSWは週1回の面談を通して男児の課題の原因となるもの（衝動性、知的な面での配慮）を整理し、学校側に伝え、男児が暴言や暴力で表現しなくてもよい環境を作るための方策を検討した。男児の課題だけでなく良い面を学校から保護者に伝えたり、学校でできる対応を保護者に提示し続けたことで、学校と家庭の連携が取れるようになり、保護者にも「なんとかしなければ」という意識が芽生え、病院受診につながることができた。

【事例2】不登校に関する問題解決のための活用事例（①、③、⑥）

生活保護世帯の中3男児。中3の6月までは登校できていたが、急に欠席が続くようになった。

男児の欠席が始まった時期が周囲が受験に向けての体制を取り始める時期と重なること、男児の両親は就労しておらず、進路を考えなくてはいけない男児にとってモデルとなるような大人が周囲には存在しないことから、進路について具体的なイメージを持っていないことが不登校の原因ではないかと考えられた。

SSWは学校と協力して、週1回、担任と共に学校で面談を行い、男児が具体的にどんな仕事に向いているのかのイメージを持てるように支援を行うことにした。ハローワークで「中卒での就職は難しい」と具体的に話をしてもらったり、職場体験をさせてもらえるように地元企業に依頼し、実際に仕事を体験させてもらう等の支援を行った。

青少年育成課に依頼し、男児が希望していた土木系の仕事を紹介してもらい、4月から就職し、現在も仕事を継続できている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度から、それまでの教育相談班を増員し、教育相談チームを発足させ、SSW3名体制で対応を行っている。

学校訪問回数は717回（前年度比1.7倍）、家庭訪問回数は879回（前年度比1.1倍）、関係機関訪問176回となっており、学校と家庭、関係機関のつながりを特に重点的に行うことができた。

教職員とのケース会議は186回、関係機関とのケース会議は72回で、情報の共有化、各関係機関の役割分担の理解や連携の向上に努めることができた。

（2）今後の課題

スクールソーシャルワーカーへの派遣依頼は増加傾向にあるが、各ケースの抱える問題は複雑化しており、長期的な支援が必要になるケースも出てきている。支援目標の設定や、どの課題にどの機関がどのように関わるのかといった役割分担を、今後もきちんと実施していく必要がある。「平成25年度SSW活動に関するアンケート」をとったところ、支援要請のなかった学校の大半は、スクールソーシャルワーカーの役割がよくわからないと答えていたため、業務内容や実際の対応事例を伝える等の周知活動が急務である。

また、教育相談チーム体制のさらなる充実に向けて、普段からの情報共有、チーム会議内でのケースカンファレンス等を行っていききたい。

長崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・各幼稚園、小・中・高等学校への定期的な訪問活動を行うとともに、派遣申請に基づき、児童生徒の生活環境に関する相談活動やケース会議を学校や家庭等において行うことで学校が抱える問題に対応する。

（２）配置計画上の工夫

- ・県が長崎市に配置しているスクールソーシャルワーカー１名と市が単独で配置しているスクールソーシャルワーカー１名の２名体制で計画的に相談業務を進めている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・長崎市が単独で、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを１名配置している。勤務形態は、１日６時間、週３回の勤務を基本とし、年間の勤務時間は６３０時間である。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・長崎県が作成しているスクールソーシャルワーカーの活動方針を所管する幼稚園、小・中・高等学校に送付し、周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・長崎県が主催するスクールソーシャルワーカーと各市町担当者を集めて行われる事業運営協議会等に参加した。また、小・中学校の生徒指導担当者を対象とした生徒指導研修会にも参加し、研修を深めている。

（２）研修回数（頻度）

- ・年間１回

（３）研修内容

- ・事業運営協議会では、講演や事業説明、協議が行われた。
- ・生徒指導研修会では、市教育委員会が「いじめ防止対策推進法」についての講義を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・協議や情報交換により、他地区の活用状況を知ることによって、今後の取組に生かすことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置　設置なし。

（６）課題

- ・年間を通してより計画的に研修を進めていく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策、不登校、発達障害等に関する問題（①③⑥）

〔改善事例の概要〕

小5児童の件で、生活保護管轄課ケースワーカーより気になる児童がいるとの連絡がSSWに入る。今まで、家庭訪問時に近くの公園で遊んでいる姿を見かけることが多かったが、家に閉じこもって学校にも行っていない様子とのこと。学校に問い合わせ、児童の様子を聞き、保護者、本児と会うため、家庭訪問を行った。その話の中で、母親が病弱で父が家事、育児をしている状況が分かった。また、学校は学校生活の様子から児童自身も、一度、発達に詳しい専門家に診てもらったほうがいいと保護者に勧めていたが、保護者は動いていなかったことが分かった。保護者、本児に同行して発達専門外来を受診。保護者の了解を得て、その内容を学校生活の支援に活かすように情報提供する。少しではあるが、学校側が家庭環境、本児の特性を考慮して、対応に工夫をしたことから、不登校が改善しつつある。

【事例2】 貧困対策、発達障害等に関する問題（①⑥）

〔改善事例の概要〕

小3児童。小3になって、学校での問題行動が多く見られるようになり、また、夜遅くまで帰宅しない日が出てきた。発達障がい診断がついていたが、経過観察中であった。今後の対応について、学校からの相談をうけ、SSWが保護者と面談を重ねた。その後、今まで通院していた病院から紹介状をもらい、別の病院への受診に同行して状況を説明し、服薬開始となった。また、放課後等デイサービスの利用調整、通常学級から特別支援学級への措置変更など、学校と協力して、環境調整を行った。それに加え、兄弟が高校中退をしていたが、再度、高校入学をしたいという希望があって、生活保護世帯であったため、再度、SSWから、生活保護管轄課担当者へ支援の依頼を行い、母親と支援担当者をつないだ。本児の問題行動は消失し、兄弟は、高校へ進学することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・長崎市では平成23年度からスクールソーシャルワーカーを配置している。

平成25年度の学校、家庭等への訪問活動は137回であり、対象となった児童生徒については、のべ人数で、小学生84名、中学校48名（合計132名）である。また、関係機関とのケース会議を26回実施した。

（2）今後の課題

- ・計画訪問を行っていく中で、支援が必要な児童生徒がいることが把握できても、学校から派遣の申請がなく関わるできない場合がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの有効性や業務内容などをより周知をさせ、各学校で活用を広げていくこと。

大分市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や経験に加えて、教育分野に関する知識を有する社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて包括的な支援を行うとともに、学校における教育相談体制の整備を図る。

（２）配置計画上の工夫

不登校児童生徒が多い中学校区の中でスクールカウンセラーが配置されていない小学校９校に派遣。その他の幼稚園、小・中学校からの要請に対しては日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

※３名 ※社会福祉士 ※月１７日、１日７時間１５分勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○年度初めの連絡協議会にて、事業の趣旨や体制、業務内容等について説明し、理解を図る。

○年３回の研修会で事例検討や情報交換を行い、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について研修する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

３名のスクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

年３回

（３）研修内容

事例検討会を行い、学校・関係機関とともに情報共有と支援の方向性の確認。
また、講師を招聘して助言を受けた。

（４）特に効果のあった研修内容

大学講師、関係機関等の福祉分野の専門家を交えた困難事例の検討会

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ＳＶの設置 なし

（６）課題

スクールソーシャルワーカーの質の向上とともに、学校内のチーム支援体制づくりが必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】小学校5年男児の例（ ③不登校・⑥発達障害等に関する問題 ）

- 状況 小学校3年生から不登校。意思表示をしたり、文字を書いたりすることが苦手。また、偏食傾向があり給食を食べることができない等の困難さを抱えている。子ども家庭支援センター等への相談歴があったが、家庭・学校・子ども家庭支援センター三者間の連携がとれていなかった。
- 方針 学校からの要請で、スクールソーシャルワーカーが子ども家庭支援センターと連携しながら保護者と連絡をとることで、児童の登校支援の方法を考える。
- 概要 拡大ケース会議後、まず保護者と相談して児童が登校できる方法を考えた。週に1回スクールソーシャルワーカーが児童と一緒に歩いて登校することから始めた。半年後、午後の授業に入ることができるようになった。

【事例2】小学校男児の例（ ④児童虐待・⑥発達障害等に関する問題 ）

- 状況 入学後より、授業に集中できない、忘れ物が多い、文字を書くことが苦手などの様々な困難さが見られた。3学期に入り、ベランダの柵に上るなどの行動があった。また、顔面と額に不自然な外傷を負って登校するなど、虐待の疑いがあった。
- 方針 危険な状況との判断で、スクールソーシャルワーカーが介入。
 - ①担任と共に保護者との面談
 - ②校内ケース会議
 - ③子ども家庭支援センター・児童相談所へ通告。以降、見守り連携。
- 概要 本人への虐待の状況及び支援経過を子ども家庭支援センターに通告。児童相談所と共に家庭訪問、保護者面談を行い、WISC検査等の結果をもとに母親への支援を開始。以降、児童相談所による定期的な訪問、学校との連携で保護者からの暴力はおさまっている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成25年5月から実施し、平成26年3月までの延べ相談件数は2441件であった。スクールソーシャルワーカーの有効性が広く認知されて、学校からの派遣要請が多くなっている。
- スクールソーシャルワーカーが不登校や経済的困窮等の様々な課題を抱える児童生徒やその保護者への相談活動を行い、早期の段階で生活支援や福祉制度に繋げるなどの包括的な支援を行ったことで、課題が解決・好転するケースが見られた。
- 支援活動やケース会議等を通して、各関係機関との連携がスムーズに図られるようになった。

（2）今後の課題

- 各学校からの要請に幅広く対応するための任用人員の増員。
- 対応が一層複雑で難しいケースが増えてきているため、専門性向上のための研修会が必要。
- 校内チーム支援体制を確立するために、支援計画をモニタリングする時間確保が必要。

宮崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と教育相談センターが連携し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への福祉的な立場からの助言支援や教育相談センターにおける他の相談員との連携等により、いじめや不登校などを未然防止や早期に対応することに資する。

（２）配置計画上の工夫

教育委員会の附属機関として、教育相談センターを設置し、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、学校経営アドバイザー１名、スクールカウンセラー２名、特別支援相談員３名を配置し、相互の連携を図りながら相談活動や支援活動を行う。

（３）配置人数・資格・勤務形態

１名（教員免許状）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通して、スクールソーシャルワーカーの活用について広報を行う。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

なし

（２）研修回数（頻度）

なし

（３）研修内容

なし

（４）特に効果のあった研修内容

なし

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　なし

（６）課題

- いじめ・不登校の児童生徒が増加の傾向にあるが、ＳＳＷが１名しか配置がないため学校経営アドバイザーに応援をお願いすることが多々あった。次年度は十分な支援対応のためにも増員が必要であると考える。
- どのような場合にどのような関係機関と連携することが有効的なのか等を把握するなどの情報収集を行うとともに、ＳＳＷとしての資質向上が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用時事例（③）

〈小学校2年生〉

- * 新学期になってクラス編成があり担任も変わった。2年生の担任は若くて経験も少なく一生懸命であるが児童の指導にゆとりがなかった。帰宅して、孫娘が祖父母に担任が怖くて学校がいやだと訴えた。内容は言葉遣いが悪くて、児童をよく叱り廊下に出すこともある。祖父が担任から無視されたりしてターゲットになるのではないかと心配し、当教育相談センター（ＳＳＷ）に相談に来られた。そこで、面談をしてＳＳＷが授業及び休み時間を参観して指導をすることになった。気付いたことを校長・教頭を通して担任に指導をしてもらったところ、担任の児童への対応が変わったという報告を受けた。その後、同じような訴えはなく元気に登校している。→解決済み

【事例2】不登校のための活用事例（①、③）

〈小学校4年生〉

- * 保護者（母親）が自宅を出て、交際相手の家に児童を連れて行き学校へ登校させないという事案が起きた。児童が一人で歩いて登校できる距離ではないので、担任が携帯やメールを使って登校させるように対応してきたが、改善されないでケース会議を開催した。学校関係者をはじめ、児童相談所、民生委員、主任児童委員、市福祉課、市子育て支援課、ＳＳＷで協議した結果、市福祉課からは生活保護や児童手当等は支給停止の処置がされる可能性等を説明し危機感を持たせること、また担任から児童が興味関心を持つ授業の工夫を計画したり、登校したくなるように声かけをしていくことを決めた。それらのことを実行したことにより、母子が自宅に戻り児童も登校をしている。→解決済み（要観察）

【事例3】その他（家庭環境の問題）（⑥）

- * 母親が娘の悪口をネット上に掲載する。娘が母の携帯を力づくで取り上げると、母がそれを暴力だと訴え、学校、学担、警察、市教委等にメール（心中・殺すなど）をし、大変であるという事案でのケース会議に参加した。参加者は中学校（校長、教頭、3学年主任、学担）、子育て支援課、主任児童委員、警察署、若草病院、市教育相談センター（ＳＳＷ）であった。学校からの説明を受け、各関係機関等を交えての意見交換を行い、今後の方向性について検討した。両親は離婚しているが、父、母、子供との金銭的な面での利害関係が成り立っている。母親の精神状態を考えると、身の安全を第一に考え一刻も早く母子分離を図ること、離婚した父親の出番を作ることなど、長期休業に入る前に早急に父親を学校に呼び、今後のことについて話し合いを持つことの確認をした。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の効果

- ケース会議に参加し、それぞれの関係機関の立場での意見及び情報を共有することで多角的な解決策が話し合える。ＳＳＷは学校（担任）へ、対象児童生徒に対してのコミュニケーションの具体的な取り方や手立てをアドバイスすることで、学校（担任）が自信をもって指導できる。
- 保護者は、学校（担任等）に直接言えないことも、第三者で信頼できる機関には安心して話せる。時間に縛られずに率直な思いや日頃の不満を話せたことで気持ちが楽になり、相談する前は興奮気味な状況だったものが、終了後には落ち着いた対応ができるようになる。
- 相談件数として、平成24年度444件、平成25年度420件である。毎年400件以上の相談があり、児童生徒の複雑な心理状態に寄り添い、学校との架け橋になれるとよい。

（2）今後の課題

- 学校や保護者、児童生徒が当教育相談センターに電話をしたり、来所したりしてのアドバイスをすることや、ＳＳＷが直接学校に出向いてのアドバイスをすることは、ある程度可能である。しかし、具体的に家庭まで出向いたり関係機関と一緒にいたり等の支援はできていない。
- どのような場合にどのような関係機関と連携することが有効的なのか等を把握するなどの情報収集を行うとともに、ＳＳＷとしての資質向上が必要である。

鹿児島市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境へ働きかけ、問題行動等の解決を図る。

（２）配置計画上の工夫

市内１１７校（７８小学校、３９中学校）を担当する４人のスクールソーシャルワーカーのうち、１人をコーディネーターとして位置づけ対応している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：４人

資 格：教員免許状、社会福祉主事、心理士、心理カウンセラー 等

勤務形態：概ね週４日、１日６時間（９：００～１６：００）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長会、生徒指導主任・担当者会等でも周知の徹底を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

月１回程度

（３）研修内容

スクールソーシャルワーカーの資質向上

- ・ 市教育相談員との事例研修会や講師を招聘した研修会を実施
- ・ 鹿児島県が主催する研修会への参加

（４）特に効果のあった研修内容

鹿児島県の主催する研修会へ参加することで、他市町との情報交換が可能となり、本市の活動の参考となった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ＳＶの設置 なし

（６）課題

研修講師やスーパーバイズができる人材の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①）

○ 事例概要

- ・ Aは、友人関係で悩み学校に行き渋るようになった。また、自傷行為も見られた。
- ・ 生活保護受給世帯で、病弱でありながら保護者は仕事に追われ、朝早く出勤するため、子どもの登校を見届けることができない。

○ 支援内容

- ・ Aと面談した臨床心理相談員から、Aの状況を改善するためには、家庭環境等の改善も必要であるとの指摘があり、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、状況を確認した。
- ・ スクールソーシャルワーカーが保護者と面談した。勤務条件や家庭環境のことで悩んでいたため、保護課に状況を説明し、支援を依頼するとともに、Aへの対応については、臨床心理相談員が面談を継続することにした。
- ・ 保護課が保護者と面談し、仕事等については保護課が対応することになり、スクールソーシャルワーカーはAの保護者を側面から継続的に支援した。

○ その後の状況

- ・ 臨床心理相談員の関わりにより、Aの学校への行き渋りは解消した。
- ・ スクールソーシャルワーカーは保護者の養育や家庭環境に関する相談、保護課は経済面や仕事に関する相談に対応し、情報の共有を行っている。

【事例2】不登校解消のための活用事例（①、③）

○ 事例概要

- ・ Bは、友人から服や体が臭いと言われ、遅刻や欠席が多くなった。
- ・ 生活保護受給世帯で、保護者は夜、仕事に出掛けるため、子どもだけで過ごすことが多く、家庭の衛生面が良くない。

○ 支援内容

- ・ 学校から相談を受け、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、Bや保護者の状況を確認した上で、保護課及びスクールカウンセラーに支援を依頼した。
- ・ スクールソーシャルワーカーと保護課が保護者、Bと面談し、対応策を検討した。
- ・ スクールソーシャルワーカーと保護課は家庭生活環境の改善を支援し、スクールカウンセラーはBと定期的に面談を行った。

○ その後の対応

- ・ 家庭生活環境が改善し、Bの遅刻や欠席が減少した。
- ・ スクールカウンセラーはBの見守り、スクールソーシャルワーカー、保護課は生活状況の確認や保護者の見守りを行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数118人、内80％程度の問題が解決又は好転している。
- ・ スクールソーシャルワーカーと連携し、ケース会議等を重ねることで、学校の対応力が向上してきている。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨等の関係機関への周知が図られ、連携が取りやすくなった。

（2）今後の課題

- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図る必要がある。
- ・ 早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーの業務等について、学校や関係機関への周知を更に徹底し、連携を深める必要がある。